

参議院法務委員会會議録第五号

昭和五十二年四月七日(木曜日)
午前十時九分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

補欠選任

中村 太郎君

塩見 俊二君

佐藤 信二君

町村 金五君

四月一日

辞任

補欠選任

寺田 熊雄君

鶴岡 哲夫君

四月二日

辞任

補欠選任

鶴岡 哲夫君

寺田 熊雄君

出席者は左のとおり。

委員長

田代富士男君

理事

大島 友治君

平井 卓志君

寺田 熊雄君

宮崎 正義君

委員

高橋雄之助君

佐々木静子君

橋本 敦君

下村 泰君

佐々木静子君

議長

福田 一君

政府委員

法務大臣官房長

藤島 昭君

法務省民事局長

香川 保一君

法務省刑事局長 伊藤 榮樹君
最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務
総局人事局長 勝見 嘉美君

事務局側
常任委員会専門
員

説明員

二見 次夫君

大蔵省証券局長

小粥 正巳君

本市場課長

植田 守昭君

通商産業省産業
政策局産業資金
課長

本日

の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○証人等の被害についての給付に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民法の一部を改正する法律案(佐々木静子君外
一名発議)

○社債発行限度暫定措置法案(内閣提出)

○検察及び裁判の運営等に関する調査
(裁判官の罷免に伴う司法行政上の問題等)

○委員長(田代富士男君) ただいまから法務委員
会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつ
ておりますので、この際、理事の補欠選任を行
いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認めま

す。

それでは、理事に寺田熊雄君を指名いたします。

○委員長(田代富士男君) 証人等の被害について
の給付に関する法律の一部を改正する法律案を議
題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。福
田法務大臣。

○田務大臣(福田一君) 証人等の被害についての
給付に関する法律の一部を改正する法律案につい
て、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、今国会に警察庁から提案されま
した、警察官の職務に協力援助した者の災害給付
に関する法律の一部を改正する法律案において、
傷病給付の新設により協力援助者に対する給付の
充実が図られたこと等にかんがみ、証人等の被害
についての給付制度においても、被害者に対する
給付の充実を図ろうとするものであります。この
法律案による改正点は、次の二点であります。

第一は、傷病給付を新たに設けて給付の改善を
図ろうとするものであります。現行法では、負傷
等は治つたが、なお廃疾の状態にあると認められ
る者に対しては、その程度に応じ障害給付が支給
されることとなっておりますが、長期間にわたり
療養する者の中には、療養給付、休業給付の併給
を受けているものの実質的に廃疾の状態にあると
認められる者もあり、このうち廃疾の状態が重い
者に対しては療養給付とあわせ、現行制度による休
業給付に代え傷病給付を支給することとするもの
であります。

第二は、現行法では、国は、被害者が療養給付
開始後三年を経過しても負傷または疾病が治らな
い場合、一時金としての打ち切り給付を支給する
ことにより、療養給付、休業給付を打ち切ること

ができることとなっておりますが、この打ち切り
給付を廃止し、被害者の負傷または疾病が全治す
るまで療養給付、休業給付を行うこととするもの
であります。

以上が証人等の被害についての給付に関する法
律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決下さ
いますようお願いいたします。

○委員長(田代富士男君) 次に、民法の一部を改
正する法律案を議題といたします。

発議者佐々木静子君から趣旨説明を聴取いたし
ます。佐々木君。

○佐々木静子君 民法の一部を改正する法律案に
ついて、その趣旨を御説明いたします。

わが国においては、戦後、個人の尊厳と男女の
本質的平等をうたった新憲法のもと、民法もこれ
に応じて改正され、家の制度を廃止し、男女の不
平等を取り除く努力がなされてきました。しかし、
現行民法にはなお男女平等を阻害し、家の制度の
残存を思わせる規定が温存され、古い因習や觀念
と相まって婦人の地位向上の障路の原因となつて
いる点が多く見受けられるのであります。

したがって、男女平等に反する家族法規の改正
こそまず実現されなければならないと考えるもの
であります。以上の見地からこの法律案を提出す
るに至った次第であります。

そこで、この法律案は、配偶者の相続順位を被
相続人の兄弟姉妹の先順位とし、配偶者の相続分
を引き上げることにより、妻の地位の実質的向上
を図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、
第一は、配偶者の相続順位に関する改正であり

現行法のもとでは、血族相続人として、第一に子とその代襲相続人、第二に直系尊属、第三に兄弟姉妹とその代襲相続人という順位があり、これら血族相続人と並んで配偶者は常に相続人となると定められていますが、最近では、被相続人と最も密接な家族共同生活をとにした生存配偶者の相続権に対する觀念も改まり、生存配偶者は、相続上第一位の相続人として重視し、血族であるというだけで相続人となり得る親等の遠い非家族構成成員に優先させることが新しい相続法の傾向に合致するものと考えられるに至っているであります。

そこで、被相続人の兄弟姉妹は、相続人である被相続人の配偶者、子及び直系尊属がない場合に相続人となることとし、配偶者の相続順位を被相続人の兄弟姉妹の先順位とすることとしたしております。

第二は、配偶者の相続分に関する改正であります。

現行法のもとでは、妻の法定相続分は、子と共同相続する場合は三分の一、直系尊属と共同相続する場合は二分の一と定められているのでありますが、戦後相続法が改正された当時に比べ、現在は、家族構成が大きく変化しており、妻の相続分が一人の相続分より少なくなるなど配偶者相続分について不合理な結果をもたらす、妻の地位の保護にも欠け、実質上の不平等を生ぜしめていると考えられるのであります。

そこで、配偶者が被相続人の子または直系尊属と共同相続人となる場合における配偶者の相続分をそれぞれ二分の一または三分の二に引き上げることとしたしております。

以上が民法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決されますようお願いいたします。

○委員長(田代富士男君) 以上で両案の趣旨説明聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(田代富士男君) 社債発行限度暫定措置法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○佐々木静子君 それでは、前回に引き続きまして、社債発行限度暫定措置法案について質問をさせていただきます。

前回、時間の都合で留保させていただいておりました自己資本の充実についてまずお尋ねさせていただきました。この自己資本の充実という点について、「現行の二百九十七条の規定の趣旨を社債発行の枠を抑えることによって、社債によらないで新株を発行して自己資本を充実するというふうなことをねらっておるんだというふうな説もある」けれども、「この社債の発行枠の問題と自己資本の充実の問題とはこれは違うことだと思っております。」というふうな前回法務省民事局長の御答弁でございまして、これはもう少し説明を加えていただきますとどのようなことになるのでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 商法の二百九十七条の規定の趣旨につきましてはいろいろの考え方があられるわけですが、もちろん株式会社におきまして自己資本の充実ということは非常に重要なことであるわけでありまして、しかし、さような重要な最優先的に考えなきゃならないことを、社債を発行するために新株を発行させて、いわば間接的にと申しますか、自己資本の充実を図るといふふうなことは二百九十七条の趣旨ではなからう、主として考えられるのは社債権者保護のための規定でなければならぬというふうな考えのわけでありまして、社債を発行したいがためにやむを得ずと申す。社債は悪うございまして新株を発行するといふふうな迂遠なと申しますか、あるいは間接的な方法で商法が自己資本の充実を考えておるか、かように考えております。

○佐々木静子君 その点について少し大蔵省に伺

いたいでございましてけれども、大蔵省証券局年報昭和五十一年版で「わが国企業の資本構成の推移」というのを拝見させていただきましたと、昭和九年から十一年の資本金一億円以上の主要企業の平均が六一・五％という自己資本比率であったとございまして、昭和四十九年で一四・三％となつていようございまして、その点が、この年報によりまして、先進資本主義諸国の比率は、昭和四十八年で、アメリカ五二・一％、西ドイツ三一・一％、英国四九・五％というふうになつておるようございましてけれども、これは現在わが国の自己資本比率が非常に低いというふうに思うわけございまして、その点、大蔵省とすると、今度の改正と関係してどのようにお考えでござい

○説明員(小淵正巳君) お答え申し上げます。

先生ただいま御指摘のように、わが国企業の現在の自己資本比率は非常に低いとございまして。わが国の戦前の数字、あるいは現在の諸外国との比較、いづれをとりましたも大変低い姿であることは事実でございまして。私ども、この点は、自己資本比率がこのような低い姿でよろしいとは決して思っておりません。ただ、これにつきましては、従来

のいわゆる高度成長と申しますか、そういう経済構造のあり方がこういう形に反映している、そういうことでもあろうかと思ひます。

そこで、いまお尋ねの今回の社債限度の拡大と自己資本比率の関係でございまして、この点は、先ほど法務省からもお答えがございましたように、私ども、この商法の規定は、社債限度を拡大するために増資をする、そういう増資促進効果があるのではないかと申すことが言われておりますけれども、私ども考えますに、増資というのは、あくまで、配当を考えますと、配当負担にたえるだけの企業の収益性の向上が伴わなければならないと思つております。したがって、たとえば現在のような経済状況でございまして、企業がもし無理に増資をしようとしたとしますと、これは必ず配当負担の重荷によりまして企業の内部留保

がむしろ社外に流出せざるを得ない、あるいは市場でそういう増資は迎えられない、こういうことになりまして。そういったと、企業は、今度は増資ができれば資金調達に借入金に頼らざるを得ない。もしこの商法の規定で社債限度が動かないものとしたとしますと、銀行その他金融機関からの借入に頼ることになります。そういったと、たとえば社債は、同じく負債ではございまして、けれども、しばしば御説明がありましたように、長期、安定、しかも大量に資金を調達できる企業の資金調達手段としては、私どもは借入金よりも一般的に企業の財務内容改善に貢献するところが大きいと考えておりますので、やはり増資もそういう状況でできない、社債も限度がある、それでいよいよさきさきに借入金比率が高いわが国の企業の財務内容がさらに借入金過多に迫り込まれるようなことではどうもが、悪いのではないかと。そういったと、この商法の規定は、自己資本充実の問題とは別に、やはり企業の資金調達の多様化という見地からも、長期安定資金である社債による調達の道を合理的な範囲で広げるといふことで非常に意味があらう。ただし、そのいわば見返りと申しますか、社債権者保護に欠けることのないような配慮が十分なされる限り、私どもはこういう方向が妥当であらうと、こういうふう

に考えております。

○佐々木静子君 いまの御説明でよくわかりますが、ちよつとこの五十一年の四月二十二日の読売新聞を拝見いたしますと、大蔵省の御見解として、社債枠拡大問題について、自己資本を充実することが先決であつて、現行法を早急に改正する必要はないというふうな見解が出ていたのですが、そのあたりといまの御答弁とちよつと変わつてきていると思うのですが、それはどういうことでござい

ますか。

○説明員(小淵正巳君) ただいま御指摘の新聞記事でございまして、これは私どももいたしまして、部内でこの問題についていろいろ問題提起をしながら議論を闘わしたことは当然でございまして、

ども、大蔵省の最終的な見解をいたしまして、ただいま先生お示しの新聞記事のような社債限度拡大に消極的ということはございません。ただ、その過程でいろいろな角度から検討したということ、これはもちろん事実でございます。ただ、私が先ほど申し上げたように、この規定が増資促進に役に立つのではないという見解もございまして、その点特に現在のようないくつかの状況下でいかがであらうかという点は慎重に吟味をいたしたつもりでございます。大蔵省といたしましては、最終的に一番大事な点は、社債権者保護とのバランス、これを最も慎重に取り扱うということで、現在こういう法案がまともな段階で、私どもとしてぜひこの法案の線で実現をしていただきたい、こういうふうに考えております。

○佐々木静子君 長期資金の多様化というようにことからこれは必要なことだというお話はわかりましたが、そしていまお話しした社債権者の保護という点でございまして、この点について前回も法務省に対してお尋ねしていただきましたが、そうして必ずしもこれで完璧というわけではない、いろいろな不完全な点もあるという御答弁があったわけでございまして、特に社債を発行している企業に倒産はないというふうな考えられている場合が多いと思うのですが、実際問題として、社債を発行している安全だと思われておる企業で倒産が起って社債権者の権利確保というところで問題が起った例として、私ども、興人あるいは山陽特殊鋼の話などを聞くわけでございまして、たとえば興人の倒産の場合、どういふふうな問題が起ったか、そうしてどういふふうにして救済されたか、簡単に述べただけだと思っております。

○説明員(小粥正巳君) お答え申し上げます。ただいま先生の御指摘の興人の例を含めまして私どもが聞いております範囲では、戦後公算で起債をされました社債につきましては、八件の社債の元利支払に陥った例がございまして、いま

のお尋ねの興人の件、これは実は御存じのように、昭和五十年八月に会社が行き詰まりになりまして、会社更生法の適用申請をしております。元利支払に陥ったわけでございまして、このときは担保の受託銀行がこれは三行ございまして、この担保の受託銀行が興人の出しております社債を額面価額で買い取る、こういう手当てをいたしました。その段階でいわば多数の社債権者が担保の受託会社三行に肩がわりをされた、こういうことでございまして。したがって、社債権者は買い取られた段階で全く元利払い不能となった社債を保有していることによる損害はこの時点で救済されたということになります。その後社債権者を肩がわりいたしました三受託銀行は会社興人に対して社債権者の立場に立つわけでございまして、この社債は他の一般社債と同様、担保が付けられておりまして、この担保権の実行の問題になるわけでございまして、これは現在更生計画を作成中でございまして、まだ更生計画が決定をされておられません。したがって、担保権の実行もまだでございまして。まあこのような例は実は私どもが聞いております戦後の他の七例でございまして、ほとんど同じような形で担保の受託会社の社債権者からの買い取りという形で事実上救済をされております。しかし、これは、つけ加えさせていただきますと、法律上、契約上の義務ではございませんで、あえて申し上げますと、数多くの社債の中で、こういうデフォルトに陥った例というのはきわめてわずかでございまして。きわめてわずかであればこそ、また受託銀行があえてこのように形で社債権者を結果的に保護するという形で行動しているわけでございまして。これが現在までの起債界の実情であらうかと思っております。

○佐々木静子君 いまのお話で、たとえば例に出した興人などの場合が、受託銀行が肩がわりを、肩がわりといいますが、社債を買収されたというわけでございまして、そうすると、今度のように社債の発行の枠が広がると、従来よりもそういうケースが多くなってくるのじゃないか。そういう

点についての防止というか、対策は、これは大蔵省とするとどのように考えておられるわけですか。

○説明員(小粥正巳君) 社債発行限度がこの法案が成立をいたしましたして拡大されたといえますと、従来よりは社債発行額がふえてまいりました。したがって、先ほど例はきわめて少ないと申し上げましたが、しかし、御指摘のように、このよう不幸な例があるいは限度が拡大されたに伴いまして可能性としては少し多くなるかもしれません。ただ、一つは、現在の日本の起債市場のルールといたしまして受託銀行あるいは引き受け証券会社が自主的なルールをつくっております。企業、財務内容、信用度、そういうものに問題のない会社に限って公算の社債を発行させるという、そういうルールが確立しておりますから、まず銘柄としては大蔵省選定された、ほとんどの場合危ないのなない社債が出ていくということ、これは一つの事実でございまして。

それからこのたびの法案につきまして、先ほど申し上げましたように、社債権者保護に欠けるところがあらわにはならない、これが最大の眼目でございます。前にも御説明がございましたけれども、限度超過分はこれは一般社債については担保付でなければならぬ、これが法律上明記されております。先ほど申しましたように、従来も公募社債は債行として担保付でございまして、これはあくまで債行でございまして。このたびは限度超過分については、法律上、担保をつけなければいけない、これが一つの要件でございまして。

それからもう一つは、いわゆるディスクロージャーでございますが、やはり社債権者に社債を発行する企業の財務内容をよりよく知らせる、いわば投資情報提供をいたしまして、社債権者と申しますか投資家の投資判断に誤りがないように情報を提供する、まあこういう制度をこれまで法律上手当てをするというわけでございまして、私どもは、ただいまの担保付の法定、ディスクロージャーの義務づけ、この二本の柱によりまして、

限度拡大に伴う社債権者保護の手当てとしては現段階では十分ではないか、こういうふうに考えております。

○佐々木静子君 そうすると、いまのお話のように、担保付にすること、ディスクロージャーの普及といふか、そういうことである程度救済できる、心配要らないというお話でございまして、ただ、私も心配します。このように、範囲が広がると、債行上ではございまして、債行として受託銀行が責任を持たなければ社債権者は保護されない、といって、受託銀行が余り責任が過大になると、一般預金者の権利を侵害するのじゃないか。そこら辺のバランスをどのようにお考えでございましてか。

○説明員(小粥正巳君) お答え申し上げます。先ほど御説明しました債行としてのこういう元利払い不能に陥った場合の受託銀行の買い取り措置、これは、先ほど申しましたように、決して義務づけられてはいるわけではございませんが、今後どのようなことにならぬか、これは非常に例が少なければこそ、こまめに受託銀行もみずから肩がわりをする、そういう負担にたえられたというところかと思っております。もしもこういう例が今後ふえることになりましたら、先生がまさに御指摘されましたように、今度は銀行の資産内容が悪化するのではないか、ひいては預金者保護の問題にも触れてくるのではないかと、確かにそういう点はございまして。ただ、私ども、先ほど申しましたように、現在の公算債の起債のルールと申しまして、債行が会社の財務内容の質のよいものに限りて発行をしようという、そういうルールが守られております限りは、このよう不幸な例はきわめて例外的な少数にとどまるのではないかと期待をしております。

それからもう一つは、担保付を義務づけることによりまして、社債権者は法律上はあくまで担保によつていわば社債権に裏づけがあるわけでございまして、最終的にも発行会社に行き詰まりが生じたならば、担保権の実行によつて弁済

を受けることは可能でございます。ただ、多数の社債権者にとりまして、行き詰まった会社の担保権が適正に実行されて最終的に配当を受けますまでには当然時間もかかります。また、その煩わしさになかなか大衆投資家ではたえられないという問題もあるいはあるかと思ひます。法律上は担保付というところでその保護に尽きるわけでございますが、社債市場の慣行で、受託銀行がみずからの負担に十分たえ得る限りは、このような慣行で社債権者保護を徹底させている。まあ行政当局と申しまして、これを今後も続けてほしいというところで申すべきかどうか、これはちょっと問題ではございませんが、もとに戻りましてそういう例が出ないような社債の選別、これが行われていくことがやはり何より大事ではなからうか、こんなふうに考えております。

○佐々木静子君 それでは、法務省に伺いますけれども、いまの受託会社について、商法上は募集の受託会社というふうになっておりますけれども、証券取引法制定後の社債募集形態の実情に合わないのではないかと意見も出ていますようにございませう。三十八年の暮れの公社債引受協会が法務省の諮問にこたえて提出した「社債関係諸法の改正に関する意見」の中で、これを社債管理の受託会社と明確にすべきであるという意見を出しておられますし、また、学者の中にも、社債の受託会社という制度を確立して社債管理についての一層広範な権限を付与すべきだという説がありますけれども、その点は法務省はどのようにお考えでございますか。

○政府委員(香川保一君) 先ほど来出ておりました受託会社というのは、これは商法の受託会社ではなくて、担保付社債信託法上の担保権の受託会社のことだと思つております。ただいま御質問の受託会社の問題は、まさにこの商法における社債発行をどのようにするか、社債権者保護も考えながらよりき資金調達の方法としての社債発行を容易にするという問題の一端として非常に重要な意味を持つておると思つております。この

前の御質疑でも申し上げましたように、商法の二百九十七条の改廃の問題と絡みまして、仮にこれを撤廃するというにいたしますれば、当然この受託会社のあり方というものの密接不可分のものとしてお説のような方向で考えなければならぬということとは私も思つておられます。

○佐々木静子君 この商法と、あるいは担保付社債信託法とか、あるいは証取法、あるいは社債登録法とかいうのがもう一つこう整理がされていまいやうに思つておられますけれども、そのあたりは今後どのように調整なさるおつもりなのか、あるいは当分はこのままでいくのか、そのあたりの見通しを述べていただきたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) ただいま法制審議会におきまして株式会社法の全面的な見直しをやつておるわけでございます。もちろんその一環として社債の問題も当然取り上げられるわけでございます。私ども事務局としては、現在の担保付社債信託法による社債発行手続は、商法の一般規定よりもより複雑煩瑣になつておると申し上げては言い過ぎかもしれませんが、これはやはり昔の考え方は無担保で社債を出せる会社と、担保付の社債しか発行できない会社とどちらかというところであつたと思ひます。そういうふうなことから担保付社債の場合には手続を厳格にしておるといふふうに考えておるわけでございます。もちろん外債の問題もあつたかと思ひますけれども、しかし、これは必ずしも現在の実情から見ましてそのような区別をする必要はございませんので、商法改正の株式会社法改正の一環として事務局として法をつくりまして、商法の社債に関する規定と現行の担保付社債信託法その他周辺のいろいろな関連規定をあわせた単行法を制定する方がいいのではないかと、かようなふうに考えておられて、その方向で法制審議会の御審議もお願いできたらというふうに考えております。

○佐々木静子君 それでは、通産省にちつと伺

いたのですが、前回、これは法務省の民事局長の御答弁にも出ておつたのでございませうが、中小企業投資育成会社法、これで社債が一億円以下の会社についても保障されているとお話でございまして、この実情を見ますと、金融機関とか証券会社で構成されている起債会が、これは公募の社債でついても、発行会社の基準を定めて格づけを行つておるから、公募の場合は現実に公募社債を発行しているのが二百六十五社というふうに伺つておるわけですが、そうすると、この中小企業投資育成会社法の適用を受けるのが一億円以下、そしてこの起債会の方の基準といひますかランクづけでは公募の分は純資産がこの四月一日からは六十億以上じゃないといけないといひますか。そうすると、一億円以上で六十億円に達しないいわゆる中堅企業ですね、そういうふうなものに対する社債によつて受ける利益というものがどんなことで補われるのか、その点も簡単に御説明いただきたいと思つておられます。

○説明員(植田守昭君) ただいま御指摘がございましたように、中小企業におきましては中小企業投資育成会社法がございませう。いすれにしても、こういつたいわゆる中小企業ないしは中堅企業の場合には、公募債でなくて私募債が多いというふうになるかと思ひますが、いわゆる中小、中堅企業につきましてはなかなか完全な事情把握は私どももできていない点があるわけでございますが、私も聞いておるところによりますと、たとえば法人企業統計等では、五十年で一億円未満の企業でも二百億程度の社債は発行されているといふふうに聞いております。あるいはまた、中堅企業につきましても完全な把握はなかなかできないの

でございますが、ある程度の企業はやはり私募債を発行しているといふふうに伺つておるわけでございます。したがって、今回のような社債の発行限度が拡大いたしますれば、そういう規模の企業につきましても発行限度はやはり二倍になるという意味でメリットはいくであらうというふ

うに考えております。ただ、御指摘の起債の格づけ基準と申しますか、その辺の運用につきましては大蔵省の方でいろいろの方針もあらうかと思ひますので、私もそこにつきましては十分よくわかりませんが、中堅、中小につきましてはそういう形でのやはりメリットはそれなりにあるのではないかとこのように考えております。

○佐々木静子君 それでは、もう時間がございませんで最後に、いま民事局長から、今後の商法改正の展望として、社債法というふうなものの構想も考えているというお話でございましたが、大体これが法文化されるのはいつごろの見通しであるか、また、今後の商法改正の展望について、大臣と局長から最後に御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 商法の株式会社法の先ほど申しました全面的な見直しといたしまして、主要なテーマが、現行の株式会社法の適用を受ける会社はピンからキリまであるわけでありまして、これを一律にいろいろ規制するというのは小さな会社にとっては煩にたえないという、実情に合わないという面もございませう。そういう意味で、大きい会社と小さい会社を分けてやはり規制すべきじゃないかという問題が一つ。それから総会等いろいろな問題になります。株主総会のあり方を全面的に見直さなければならぬ。それと同時に、会社の機関としての取締役会のあり方というものも大きな問題でございます。さういふ会社の機関をどのようにするかということ。それからそのほか株式の問題があるわけでございます。現行額面五十円の株式が大部分でございまして、そういうことで一体いのかどうかというふうな問題。その他、先ほど申しました社債の問題も絡みまして、現在法制審議会株式の問題を先に取り上げられておる、大体の方向が実は昨日の商法部会においておおよそ固まつてまいつたわけ

でございます。そういう改正の方向なり内容につきましては、やはり問題が民間に非常に関係す

まして有価証券の取引が上場されたものにつきま
しては証券取引所で取引が行われるものももちろ
んございますけれども、しかし、いま先生御指摘

○説明員(小粥正巳君) ただいま御指摘の点でござい
ますが、証券取引審議会、特に基本問題委員
会という委員会を設けまして、現在精力的に学者

○宮崎正義君 国債の流通市場のお話か。出ましたですね。きょうの日経を見ますと、三月は大体六千億ぐらいの売買高になってきている

地方債でございますが、ただいま先生御指摘のように、最近国債の売買高がかなりふえてきた、こ

れも事実でございます。私も、先ほど来申し上げておりますように、いかに発行市場が整備され、適正な公債の発行が行われなくても、有価証券でございますから、投資家がいれば、流通性に着目して投資をするわけでございまして、市場における流動性が確保されることが債権者——債権者と申しますか、有価証券保有者、投資家の保護にもなりますし、また有価証券本来の機能でもございまして、そのような意味で発行市場と流通市場のいわば両市場が同じように健全に育つていかなければならない、こういうふうに考えております。そういう意味で、国債を含めまして最近流通市場が非常に活況を呈している、これは発行条件が適正な水準に調整をされているという背景もございまして、金融情勢にもよるわけでございますが、やはり市場関係者の努力がいればそれだけの流通量を消化できる、そこまで育ってきたという証左であろうかと思っております。この問題につきましては、国債の流通性、流動性問題といえますのは、これはまた大蔵省全体の問題でございまして、私ごとがここで余り云々すべきことではないかと思いますが、証券局の立場といたしまして、ただいま御指摘のような国債を含めての流動性の高まり、これは歓迎すべき徴候である、今後もうこういう方向は育てていくべきだろう、こういうふうに考えております。

○宮崎正義君 いま一つまだ答弁が漏れている。公社債との関係の売買高の状況は今後どういふような見通しになっていくか。

○説明員(小堀正巳君) 今後の見通しは、なかなか正直申し上げても私もお答えはいたしかねるわけでございすけれども、先ほど来申し上げておりますように、ここ数年の傾向を見ますと、流通市場での売買高は今後もこの傾向で相当なテンポで増加していくことは恐らく見通せると思えます。それからその中で従来比較的売買高が少なかったたとえば国債でございますが、最近の例に見られるように残高が非常に大きくなっておりまして、いわばおくれはせながらそれに見

合った形で流動性が高まってきた。発行市場における公社債のウェイトを反映いたしまして、次第に残高の大きな種類の債券が流通市場でも非常に売買高がふえる、そういう形で流動性が高まる、こういう方向は今後も続いていくものだろうと思ひますし、それがまた流通市場全体の拡大、あるいは流通市場の育成という方向にプラスになること、これは間違いのないことと思ひます。

○宮崎正義君 前回私が質問した中に、会社は商法の規定によつて、これは二百九十六条以下でございまして、資本金等の事由にかかわらず、理論的には社債の発行は可能であると。しかし、これは理論だけの問題で、現実には公募社債を発行しているのは前回たしか二百六十五社とおっしゃいましたか。

——このようになっていく金融機関及び証券会社の構成する起債会というものがあつて、この起債会が公募社債の発行会社の基準を定めて格づけを行つてゐる。この結果、格づけに該当しない企業は社債の公募はできないのであるということなんでありまして、私のいふ言つた会社の数、二百六十五社だつたのですか。私、前回質問したやつのがあれが見えないんですよ。だから、もう一回この点を答えていただいて、先ほど佐々木委員も言つておりましたけれども、現在の最低基準のB格と純資産四十億というものが、四月一日から六十億になるんですね。それで、六十億以下の企業というものは公募債の発行は不可能であるというようになっておりますが、これらの企業において長期安定資金の必要性が十分考えられるのであつて、これが発行できないというふうなことで、私はこの前もちょっと伺つたのですが、これに対するお考えをもう一度再確認をしたいのですが、格づけ基準が今度は六十億ですね、そういうことになりましたね。これらをあわせて、いま私の申し上げたことを、二百六十五社であつたかどうか。

○説明員(小堀正巳君) ただいま先生御指摘のよう、五十二年九月末現在の公募債、これは普通社債でございますが、公募普通社債の発行会社数は二百六十五社でございます。御指摘のとおりでございます。続きまして、公募債発行会社につきましても、ただいまお示しのような民間の起債関係者が一つの自主ルールを設けて、この基準に適合する会社の公募社債をいわば引き受けること、したがつて、その基準に適合しておりませんと、市場関係者としては公募債として引き受けかねると、こういういわば自主的なルールと申しますか、慣行があることは事実でございます。ただいま六十億というお話がございましたが、これは純資産額でございまして、引受証券会社、受託銀行を中心に構成されております起債関係者は、公募の社債を引き受けますには、これは先ほど来お話に出ておりますように不特定多数の広い層から投資家を集めるということでございますから、その発行企業が信用度が高いものでなければいけない。それから社債の転々流通性を十分確保いたしますために、やはり起債単位がある程度以上とまつた大きなものでなければいけない。そういう見地から、一つは投資家保護という問題、それから健全な市場を育成していくという問題、そしてたゞいまの公募の社債でありますために、企業が信用度あるいは知名度がある程度以上高いもの、そして起債単位も大きいもの、そういう基準でこれを銘柄を厳選するというのが現在起債会の慣行でございます。先ほど御指摘の六十億と申しますのは、そのルールの中の一つと聞いておりますが、会社のこれは資本金ではございませんが、純資産額が六十億以上のもので、しかも質的な基準、まあいろいろな財務比率を使つてゐるようでございますけれども、一定の質的な基準を満たす財務内容のよろしい企業について公募債を認めていこうと、こういうのが現状でございます。そのようなルールがございまして、社債を公募で発行いたしております企業数が、先ほど御指摘のように、三百社に満たないという、規模の結果として大きな会社に限られてゐるということ、これは事実でございます。ただ、これはやはり公募社債でありまして、先ほど来るる申し上げておりましたよ

うな公募社債としての転々流通性、あるいは市場での信用度、投資家保護、そういう見地からこのように申し合わせによる選定と申しますか、このようなことが行われるのはある程度当然ではないかと、こういうふうに考えております。

ただ問題は、公募社債が発行できない企業、このような起債関係者の申し合わせ基準に満たないために公募では社債を発行できない企業はどうか、この御指摘でございまして、これは確かに公募債は発行できないということなんでございすけれども、先ほど通産省の方からお話もございましたように、私募債という形で、不特定多数ではございませんけれども、ある程度限られた数の関係者に向かつて社債を持つてもらう、そういう形で私募債の発行はこれはかなり行われております。たとえば先ほど資本金が一億円未満の会社でも、合計いたしますと、二百億円を超える社債が発行されているという数字もございすように、私募債は、これはやはりこの法律も適用されますし、企業にとりまして社債という長期安定資金による調達の手はそれなりに開かれてゐるということでございますので、あくまで公募としての適格性という見地からいふことは、私も行政の立場からはこれに介入はいたしておりませんけれども、市場の性格からいふような結果になるのはあるいはやむを得ないかという感じは持つております。

○宮崎正義君 外人の投資状況と外債発行の許可状況について御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(小堀正巳君) 外債の発行状況でございますが、外債につきましても、ちょうど石油ショック問題がございまして、一時外債の発行が事実上行われていない時期がございましたが、最近また外債がかなり活発に起債をされておりました、たとえば五十一年度では、現在までのところ十五億一千六百万ドル六十五件の外債発行が行われております。その内容は、普通社債四十三件九億八千九百万ドル、転換社債二十二件五億二千五

は二百六十五社でございます。御指摘のとおりでございます。続きまして、公募債発行会社につきましても、ただいまお示しのような民間の起債関係者が一つの自主ルールを設けて、この基準に適合する会社の公募社債をいわば引き受けること、したがつて、その基準に適合しておりませんと、市場関係者としては公募債として引き受けかねると、こういういわば自主的なルールと申しますか、慣行があることは事実でございます。ただいま六十億というお話がございましたが、これは純資産額でございまして、引受証券会社、受託銀行を中心に構成されております起債関係者は、公募の社債を引き受けますには、これは先ほど来お話に出ておりますように不特定多数の広い層から投資家を集めるということでございますから、その発行企業が信用度が高いものでなければいけない。それから社債の転々流通性を十分確保いたしますために、やはり起債単位がある程度以上とまつた大きなものでなければいけない。そういう見地から、一つは投資家保護という問題、それから健全な市場を育成していくという問題、そしてたゞいまの公募の社債でありますために、企業が信用度あるいは知名度がある程度以上高いもの、そして起債単位も大きいもの、そういう基準でこれを銘柄を厳選するというのが現在起債会の慣行でございます。先ほど御指摘の六十億と申しますのは、そのルールの中の一つと聞いておりますが、会社のこれは資本金ではございませんが、純資産額が六十億以上のもので、しかも質的な基準、まあいろいろな財務比率を使つてゐるようでございますけれども、一定の質的な基準を満たす財務内容のよろしい企業について公募債を認めていこうと、こういうのが現状でございます。そのようなルールがございまして、社債を公募で発行いたしております企業数が、先ほど御指摘のように、三百社に満たないという、規模の結果として大きな会社に限られてゐるということ、これは事実でございます。ただ、これはやはり公募社債でありまして、先ほど来るる申し上げておりましたよ

百万ドル、こういう内容でございます。これは国内市場だけではございせん、海外市場でもわが国の企業が資金を調達できる。そういう資金調達の道が国内市場に限らず国外市場にも開かれていゝること、現在内外の市場で資金調達が行われてゐる。これは転換社債を含んでおりますけれども、外債につきましてもやはり今回の暫定措置法による限度拡大の恩恵は均てんされるわけでございます。

○宮崎正義君 投資家……

○説明員(小淵正巳君) 外人投資の現状でございますが、これはまことに申しわけございませんが、ただいまちょっと手元に十分の材料を用意しておりませんけれども、外人投資、すなわち海外の投資家が日本国内で発行されます株式あるいは公社債につきまして、これは若干の制限はございますけれども、最近かなりその制限が緩和されて、外人も相当活発にわが国に対して投資を行つてきております。これはわが国の現在の国際収支状況等から見ましても特に問題がないところでございまして、ただいま数字で直ちに御説明する用意がなくて申しわけございませんけれども、先ほど申しましたわが国企業が外国で外債発行による資金を調達する、それとちょうど見返りに非居住者である外人投資家がわが国の公社債あるいは株式を取得するという形で外人投資が活発に行われる。ちょうど内外の資金調達、投資が交錯をいつつ全体の投資額が非常に増加を示しているというのが昨今の一般的な状況でございます。

○宮崎正義君 また資料を出してください。最近の資料でございますか、手元に。

○説明員(小淵正巳君) ただいまとりあえず手元の資料で申し上げますと、株式につきましては、これは外人の投資でございますが、たとえば昭和五十一年の数字でございますと、外人の株式取得は二十億六千万ドル、一方、処分をいたしました金額が十四億七千万ドル、差し引きまして約五億九千万ドルの純増、これが株式の数字でございます。それから公社債につきましては、同じく五十一年

の数字で申し上げますと、外人投資家の取得しました公社債は二十四億四千万ドル、処分いたしましたものが十五億一千万ドル、差し引きまして九億二千四百万ドルの純増、このような数字になっております。

○宮崎正義君 それはまた後で資料をいただければと思ひますが、よろしく願ひします。

時間が参りましたので質問をやめなければならぬ。いまの外債の問題でもう少し詳しく担保の問題等どうあるべきかというように、時間も質問をする予定でございましたが、時間がありませんので、最後にこの社債発行限度暫定措置法案の根本問題としては、自己資本率の低い現状というものは統計等にもあらわれておりますので、こういうままの現状で放置していかどうかという問題が一点と、また、自己資本の充実をどのように図ろうとするのか、これが第二点と、これを学説上で言いますと、自己資本が大体七〇%で他人資本が大体三〇%が理想的だといふ、こういう面から考へて、この法案を出された暫定措置といふその暫定といふものから見合はせながら御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 自己資本の充実、つまり増資、新株発行による資金調達ということを重点に考へるべきであらうわけでございますが、これはすぐれて経済問題でございますが、商法の面からも、先ほど申しましたように、株式会社法の全面見直しの作業の中でいかにすれば法律的にと申しますか商法の面からの自己資本調達が容易になるかといふことは十分検討されることになつております。私どもといたしましては、できるだけ個人株主と申しますか、個人が新株を応募するといふ形態が一番望ましいわけでございますが、さういふ面からの法律的な調整と申しますか、それを容易にするような措置を十分考へるべきであらうといふふうに考へておるわけでございますが、それとあわせて、何と申しましても問題になりますのは、銀行からの借り入れがその比重が余りにも大き過ぎるということができるだけ早

急に是正しなきゃならないという点にあるわけでございます。そのような観点から申しますと、準自己資本と言われている社債の発行もあわせて活発にできるようにしなきゃならぬといふことを配慮しなければならぬ、かような新株発行と社債発行の両面から自己資本の充実を図つていくといふふうな方向で改正を検討してまいりたいと、かように考へておるわけでございます。

○宮崎正義君 学説上で私申し上げましたのは間違いありません。大体、学説に対するお考えはどんなものですか。その御答弁をお願いして、終わります。

○政府委員(香川保一君) どのような比率になつておれば一番いいかという点、これはまあ学説といふほどのものは私も余り承知いたしておりませんけれども、いろいろの人によつて見方が違つてくると思ひますけれども、しかし、理想的と申しますか、やはり銀行からの借入金というふうなものはいわば短期の運転資金の調達という形である、長期の設備資金というふうなものは増資である、長期の設備資金と申すといふふうなことが望ましいといふことは言えるわけでございます。これは、各会社のいろいろの種別によりまして、運転資金を非常に多く要する会社もあれば、設備資金を多く要する会社もあるといふふうなことも言えようかと思ひますので、一律に自己資本が何%でなきゃならぬといふふうな意味の学説的なものといふのは事実非常に困難なことじやないだらうかといふふうに思ふのでありまして、一律には申し上げられないのじやないかといふふうに考へます。

○橋本敦君 私は、まず、この法案が出されるに至りました背景なり経過について事実を確認させていただきますと思ふのですが、五十一年の六月に法務省の民事局参事官が調査をなさまして会社法に關する意見照会をされたと思ふのですが、この時期にこの意見照会をおやりになつた趣旨と目的はどこにあったのでしょうか、まず、この点をお話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 先般、監査制度の改正で商法の一部改正法案が審議されましたときに、衆参両院のそれぞれ法務委員会におきまして、監査制度以外の株式会社の株主総会とかあるいはその他の機関等々につきまして問題があるじやないかといふふうなことから、株式会社法のいわば全面的な改正を検討すべきであるといふ附帯決議が出されたわけでございます。その附帯決議の趣旨に沿ひまして法制度審議会できさうな問題の審議をお願いする、そういうときのおまゝ資料的な意味におきまして関係方面から意見をちょうだいするといふことで意見照会をした次第でございます。

○橋本敦君 その意見照会の結果は、商法改正全般にわたつての各種の意見が出された、こういうことになるだらうと思ふのですが、その中で、特にこの法案に關係します社債発行限度額の枠の拡大といふことについて特に緊急の要望といふことで出されたのはどういふ方面からでしたか。

○政府委員(香川保一君) 経団連を初めとして、商工会議所、あるいは化学工業協会等々のそういう団体から非常に強い要望が出されたわけでございます。

○橋本敦君 等々からというその点を私は実は正確に知りたいたのですが、正確におしやつていただけますか。特に緊急要望としてこの照会に出している諸団体、経済界ですね。

○政府委員(香川保一君) 意見照会の際に要望が強かつた方面を申し上げますと、経済団体連合会、証券三団体、それから大学の幾つかはございまして、それから電気事業連合会、日本貿易会、東京商工会議所、それから民営鉄道協会、さういふところでございます。

○橋本敦君 それに続きまして、それは六月ですが、九月になりましたと、日経新聞の報道によりますと、日本機械連合会、自動車工業会、造船工業会、それから日本電機工業会、日本電子機器工業会ですが、これが連名で法務省、通産省等にも限度枠拡大の緊急要望をしたという新聞報道がなさ

れておりますが、法務省もこれは御承知でございますか。

○政府委員(香川保一君) 先ほど申しましたのは意見照会に対する一般的な回答として参りました要望でございますが、その後、お説のとおり、五十年の秋ごろから五十一年初めにかけて別途御要望が法務省に出されております。それを申し上げますと、日本鉄鋼連盟、日本民営鉄道協会、日本自動車工業会、日本造船工業会、日本電機工業会、日本電子機械工業会、日本機械工業連合会、それから日本化学工業協会、かような方面から要望書が出されております。

○橋本教君 それじゃ、先ほどのお話ですと、現に公募社債を発行しているのが二百六十五社でありますが、このお話でございましたが、この二百六十五社の内訳で、いま言った要望がなされた各工業界別に言いますと、現に発行している二百六十五社のうちでどの産業部門が一番多いですか。

○政府委員(香川保一君) 五十一年の九月末の時点での数字でございますが、化学工業、鉄鋼関係、機械工業、それから陸運業、さようなところが社債を限度枠近くまで発行しているという状況でございます。

○橋本教君 この公募社債を発行している会社というのが、日本のいまの全体の企業なり上場会社の中でどれくらいの数、パーセンテージを占めるだろうかという点もひとつ明確にしておきたいのですが、まず第一に、日本にはたくさん企業があるわけですが、これはまあ把握の仕方が大変でしようが、全企業数をとらえてみますと何%くらいになるか、あるいは上場会社だけをとらえてみますと何%くらいになるか、それは統計的にいえますか。

○説明員(小粥正巳君) 全国法人数でございますが、法人企業統計によりますと、これは、株式会社形態のもの、あるいはそれ以外の法人も含んでおりますが、五十年度末の数字で二百二十万八千社でございます。

また、全国証券取引所の上場会社数、これは一番最近二月末の数字でございますが、重複分を除きますと千七百十七社でございます。

○橋本教君 パーセンテージはすぐ出ますか。

○説明員(小粥正巳君) 先ほど申し上げました五十一一年九月末の公募普通社債発行会社数は二百六十五でございますから、先ほど申しました全国法人数二百二十万の対比では〇・〇二%という数字でございますし、上場会社数千七百十七社の対比では一五・四%になるかと思ひます。

○橋本教君 そこで、全体としてわが国の産業構造全体から見てもこの法案が出されてきた背景というのが主要な工業界の要望であるし、それから同時に、企業全体として見ても非常に限られた部分から強い要望があったという一つの事態がどうしても出てくるわけですね。そこで、その内容について検討していく必要があるのですが、先ほどの御答弁でも、純資産額が四十億であったものがことしからは六十億以上に起債会の方では指導していくという話がありました。六十億以上ということになりますと、これまたかなりの巨大な会社ということになる。

そこで、お伺いしたいのは、現在二百六十五社が公募社債を発行しているということですが、二百六十五社のうちで最低の純資本額の会社は何億ぐらいか、平均して何億ぐらいの純資本額にいまなっているか、その点はいかがですか。

○説明員(小粥正巳君) ただいまのお尋ねでございますが、従来起債会の申し合わせでは、純資産額四十億円以上というものが五十一年度までの申し合わせでございます。ただいま御指摘のように、この四月から純資産額六十億円以上をめぐらしてあります。ただ、一つの経過措置といたしまして、両二年間につきましては従来純資産額六十億円未満で社債を発行していた会社については引き続き起債を認めるというそのような取り扱いがされる予定と聞いております。

なお、現実には二百六十五社のうちでどのような資本金あるいは純資産額の分布になっておりますか、これはただいま直ちに手元に資料がございませんが、これは改めて資料は調査の上整えさせていただきます。

○橋本教君 それでは、いま私の質問した点について、資料に基づいて提出をしていただくということで結構ですから、後にお願ひします。

そこで、もう一つ、これは通産省にも関係するのですが聞きたいのは、現在石油ショック以来非常な不況構造が深刻化して企業倒産その他中小企業では大変厳しいわけですが、こういって社債の拡大を緊急に要望している香川民事局長からのお話のあった各工業部門、これはこの不況の中で有価証券報告書等によって見る限りかなりの営業利益を上げていく部門が多いのではないかと、不況の中でもですね。そういうふうには見えておりますが、そこらあたり大蔵省なり通産省はどうござらんになっておられますか。

○説明員(植田守昭君) ただいま直ちに資料をもってお答えする用意をしておりますが、石油ショック以降いろいろな原材料費その他が上がりまして、一方、価格面では必ずしもまだ回復してないというところも一部にあるようでございまして、そういう意味では、一部業種は除きまして、まだかなり企業業績が回復してないというところもあるかと思ひます。ただ、業種的にいへば一部では輸出等が非常に盛に出ているというふうな業種はかなり収益状況もいいかと思ひますし、それからまた基礎産業部門などで設備投資が比較的冷えておりますので、そういう点では稼働率も余りよくないというところは相対的に悪いというふうなことで、一概には言えないと思ひますが、いろいろとばらつきがあるというものが実情だろうと思ひます。

○橋本教君 その点が非常に問題なんです。たとえばこの提案理由説明でも、「各企業について財務内容の改善とともに景気の浮揚及び雇用の安定を図るために、企業の設備投資の活発化が強く要請されている」というところでこの法案の提案趣

旨説明にも書かれているわけですね。かねがね不況段階に入りまして、現総理福田さんは、経企庁長官のときに、私も耳に残っておりますけれども、この不況を打開するためには、何としても遊休資本、遊休設備の稼働率を高めなくてはならない、こういうことをしきりに強調されておたわけですね。これでは新しく「設備投資の活発化が強く要請されている」ということでこの法案が提案されているわけですが、わが国の安定経済成長政策と政府がおっしゃるその経済政策の一つの転換期において、いま設備投資の活発化を強く要請するというところにそぐう法案を出すことがわが国の経済政策としてどうなのかという観点についての検討がこの提案趣旨説明では全然なされてない。

そこらについて、法務省はこれは経済の専門家がありませんので、通産もしくは大蔵に聞く以外手がないのですが、その遊休設備資本の稼働率を高めるということをおかねて政府が言ってきたことと今度新たに設備投資の活発化が要請されているということとの関係で私は矛盾があるように思ひますが、その点についてはどうお考えですか。

○説明員(植田守昭君) 御指摘のように、現在ただいまの状況は、これもまた業種によつていろいろばらつきがありますが、非常に設備投資が旺盛なところとそうでないところと分かれておりますが、総じて言いますと、かつてよりも冷え切っているという状況だろうと思ひます。ただ、いまの状況は少しある意味では悲観的に企業家の心理も非常に冷え切っているというところで、いわゆる過去におけるような高度成長期のようなあいつた爆発的なといいますか、そういう設備投資というのは今後の安定成長経済におきましては恐らく今は様相は変わってくるだろうというふうな思ひておりますが、ただ、それにもかかわりませず、やはり設備投資というものは産業の活力と申しますか、そういうものを維持するということ意味でも必要性は相変わらずあると思ひますし、そういう意味での適正な設備投資といひますが、そういうものは今後要請されるだろうというふうな思ひ

わけでございます。それから当面の問題といたしましては、おっしゃいますとおり、いま設備投資は全般的にはかなり冷えている、一部のところを除きましてはかなり冷えているという状況だろ
うと思いますが、これにつきましては、ただいま御審議いただいておりますと、ええ予算の成立等々を含めまして、景気浮揚策の効果も次第に出てまいりますれば、現在の状況よりはやはり回復の方向へ向かうのではないかと、ううに考えております。

○橋本教君　ですから、いまの答弁を伺っても、産業界全体として特に大企業を中心としてどんな設備投資を活性化しなきゃならぬという総体的な経済事情があるということにならないんです。ばらつきがありますね。しかも、適正な設備投資でなく、今度は企業にとって過大負担になりますから、これはまた経営安定という点からも大変阻害要因になってくる。だから、そういう意味ではこの法案が出された背景として、特別の緊急要望を出した工業部門もあるけれども、わが国の産業界全体としていまこの法案がどうしても必要だという背景事情が、かつと私はいまの答弁によっても説明されたとは思いません。特に伺いたいのですが、この不況の中でも特に経常利益をずっと上げてきている業種として、たとえば自動車工業界、これなどはずっと利益を上げてきている。それから電気工業部門、これなども上げてきている。これは私はそう思いますが、それは間違いありませんね、いかがですか。

○説明員(植田守昭君)　自動車関係あるいは電気関係は、特に輸出等の需要に支えられて設備投資も活発でございますし、そういう状況にあると思えます。

○橋本教君　ですから、いまあなたがばらつきがあるというふうにおっしゃったのは、まさにそのとおり正直にそうおっしゃったし、私もそう思うのですが、そういうばらつきがある中でこの不況段階でも設備投資が活発であり、経常利益がどんどん上がっている企業を中心にしてこの社債発行

の限度枠の拡大ということが一つは出てきている。だから、そういう意味では、私は、この法案というのは、一つは大企業の要求が背景であり、その大企業の中でも不況に強い業種を中心とする要求ということであり、わが国の法人全体から見れば、わが国〇・〇二程度の背景事情を持った法案だという意味で、そういう意味で私は、いま急いでこの法案をやらねばならないという、そのところが特殊の不況に強い大企業産業の利益擁護ということが客観的に出てくると思うのです。

そこで、これに關してもう一つお伺いしたいのは、前回の審議でも問題になりましたが、この社債発行が非常にコスト安であるということが言われているわけですが、そのコスト安というのは、実際に増資と比べてどれくらいコスト安になるということなのか、その点についてもう少し明確に御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(小野正巳君)　ただいまの増資の場合と社債の場合とで、一体資金調達コストがどのようになるかと、こういうお尋ねでございますが、たとえば、現在社債で期限十年A格債の発行利率は九・五九九％でございます。これに對しまして、増資の場合の資金コストは、これは計算方法にはあるいはいろいろ考え方もあろうかと思ひますが、たとえば、額面割当て増資を考へまして、額面に対しては配当率が一割の安定配当率のめどであります。〇・〇％、こういうふうにしたとしますと、これは御案内のように、増資の場合には課税関係がございますので、一応計算をいたしますと、コスト的には一八・六％と、こういう計算ができるわけでございます。したがって、社債と増資の場合の企業の負担を仮にコスト比較ということと考へました場合には、ただいま申し上げましたように、増資の場合が社債の場合に比べて相当に高いコスト負担を、まあこれは配当をもちろコストと考へての話でございますが、負担をすると、こういうことになろうかと思ひます。

○橋本教君　四十八年暮れから始まった例の石油ショック、それから過剰流動資本の過大性が問題になって、大蔵省が大口金融に対する一定の制約的指導をいたしましたね。こういうことで大企業が銀行から大口金融を受けるといふ条件が非常に厳しくなってきたというところが、社債の拡大ということに企業要求が向いていくという背景の一つになっていると私は見ておるのですが、それは間違いありませんか。

○説明員(小野正巳君)　ただいまの大口融資規制の問題は担当者も参つておりますけれども、起債意欲との関連で申しますと、確かに先生御指摘のよう大口融資規制による従来に比しての対銀行借入れの難易度が少し変わつてくる。それによりまして、企業は、従来に比べて銀行借入金以外の資金調達の道を多様化をしていくという、こういう何と申しますか、誘因になつてくることは事実かと思ひます。まだ期間もやうと二年ばかり経過したところでございますから、直ちに数字にその結果があらわれているとは思ひませんが、御指摘のよう企業が社債あるいはその他の資金調達に向かう誘因になつていくと、これは否めない事実であらうかと思ひます。

○橋本教君　したがって、そういう一面では大蔵省の大口金融規制という大蔵省の指導から、今度は特定の大企業がその面での規制を受けて新たな誘因として社債の限度発行ということでもつぱら要求している。しかも、増資よりもコストが安、コストが安いということで、やっぱりコストが安い、そして大蔵省のその指導からはみ出した部分を社債で満たそうとする要求、しかも、これが不況の中でも強い産業業種を中心にしていく少数の企業から強く要求されていると、こういう背景だということは大体はつきりしてくるわけですね。

○佐々木静子君　これは非常に広範な方々に対する処分、特に最高裁直接の下級裁の監督責任者だけではないに、最高裁の御関係者にも処分がなされた、こういう先例はあるのかどうか、それからこれはどういふことからそういう処分になったのか、これを述べたいかと思ひます。過去におきまして、最高裁判所の長官から口頭注意ないし

と思ひますが、その点については次回に質問を留保しまして、社債について質問はこれで時間がまいりましたので終ります。

○委員長(田代富士男君)　本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○委員長(田代富士男君)　検査及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

○佐々木静子君　それでは、私から、最高裁判所に対して、昨日の裁判官会議で、本日の新聞報道によりまして、鬼頭判事補事件に関する監督責任者に対する処分が決定したというふうな報告されておりますが、そのとおりでございますか、どのような処分が最高裁で決められたのか、お述べいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官(勝見嘉美君)　いわゆる鬼頭判事補問題につきまして、監督者責任を昨日いたしましたわけでございます。その内容につきましては申し上げまして、最高裁判所事務総長寺田治郎、大阪高等裁判所長官宮川權一郎、京都地方裁判所長山内敏彦、以上三名に對しましては最高裁判所嚴重書面注意、名古屋地方裁判所長・元東京地方裁判所八王子支部長安藤寛、東京高等裁判所判事・元東京地方裁判所八王子支部長飯沢健三、東京地方裁判所八王子支部長古沢潤三、以上三名に對しましては最高裁判所書面注意、最高裁判所事務総局事務次長矢口洪一、同じく人事局長私勝見に對しましては最高裁判所事務総長嚴重書面注意、以上でございます。

○佐々木静子君　これは非常に広範な方々に対する処分で、特に最高裁直接の下級裁の監督責任者だけではなく、最高裁の御関係者にも処分がなされた、こういう先例はあるのかどうか、それからこれはどういふことからそういう処分になったのか、これを述べたいかと思ひます。過去におきまして、最高裁判所の長官から口頭注意ないし

書面注意というケースがございましたが、最高裁判所から嚴重書面注意という例は初めてでございます。

○佐々木静子君 まあ人事局長もその対象の一人で非常にお尋ねにくいのでございますけれども、これは最高裁という立場でお答えいただきますと、最高裁のどういうことでどういう考え方がかろういふ処分をとられたか、その趣旨といひますか、おわかりでしたら述べていただきたい。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) いわゆる鬼頭判事補問題につきましては、すでに御承知のとおりでございます。その結果といたしまして、昨日の最高裁判所発表にもございますように、全国の裁判官全体に対する姿勢について国民の疑惑を招いたわけでございまして、ひいては裁判所全体に対する威信を失墜したということでございまして、裁判所にとりましては非常に重大な事件だといふふうな受けとめまして、この際、最高裁判所の名において、事務総局の者も含めまして、昨日、けさは報道されたような、私先ほど申し上げましたような処分というところに相なったといふふうに考えております。

○佐々木静子君 この法律上の根拠というものは、どういふことになるのでございまして、裁判所法の八十条によるものでございまして、

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 仰せのとおりでございます。

○佐々木静子君 そうすると、最高裁が「下級裁判所及びその職員を監督する」と、そういう立場の裏返しということでどういふ処分をされた。つまり、最高裁も総ざんげされるというその形のあらわれという御趣旨に承ったのでございまして、実際問題として、これは最高裁とすると前例のない思い切った処分ということだと思ひますが、これでもうこうした問題は二度と絶対に起こらないとか、あるいはこうした問題が完全に防げるとか、そういうふうな点についてはどのようにお考えになりますか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 私も含め

まして先ほど申し上げましたような処分を受けたからといって、それだけで事が済むものではないと考えます。私も含めまして、いわば監督者の立場にある者、先輩、同僚、それぞれ自粛自戒してこのようなことがないようにすべきだといふふうに考えている所存でございます。

なお、立ちましたついでに申し上げさせていただきますと、最高裁判所の裁判官会議におきましても、やはり最高裁判所自体で責任を感じてきであるという御趣旨で昨日の最高裁判所発表ということになりまして、最高裁判所裁判官一同がその責任を痛感していただいて、将来このようなことのないように努めたいということ、最高裁判所発表文になりましたことをつけ加えさせていただきます。

○佐々木静子君 そうすると、実は全国四千四百名余りの弁護士の方々から公開質問状が最高裁に出ていると思うのでございましてけれども、その中で特に三要素望まれている。貴裁判所は今回の事件の本質を鬼頭判事補の個人的な奇行、性格にとらえているのですかどうかという点ですね、その点はどういふ御判断なすつたわけですか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) このたびの鬼頭判事補の問題につきましては、いろいろなことが報道され、かつ私どもの調査の対象となつたわけでございまして、事務総長からも申し上げてあるところでございまして、職務外の行為といふものが多かったわけですが、職務外といふ行為が裁判所のいわゆる体質から生じたものであるかどうかといふ点につきましては、私も、もしそういふことがあるとすれば、それこそ大いに反省いたしまして、先ほど申し上げましたように、同僚、先輩、後輩、裁判官一同各自自粛自戒していかなければならないといふふうに考えております。ただいまの御指摘の裁判所の体質から生じたかどうかといふ点につきましては、私は必ずしも明確にお答えできないわけでございしますが、もし仮にそういうことがあるということになるとすれば、十分考えなければならぬし、その対策

も考えなければならぬといふふうに考えておる次第でございます。

○佐々木静子君 この新聞報道によりまして、上司の監督責任が問われた鬼頭判事補の行動は、テープ持ち込みと無断海外旅行といふふうになっておるようでございしますが、このテープ持ち込みの件についても監督責任が問われたことについての御答弁も含まれていると思うのでございすけれども、さらに、名古屋地裁での不法退廷問題とか、あるいは名鉄バスむち打ち障害賠償要求事件とか、日本航空の手荷物チェック補償要求事件、あるいは大阪地検捜査介入事件とか、あるいは網走刑務所の身分帳閲覧事件、いまの五点、この点についてはどういふことになっているのでございましょうか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 結論的に申し上げますと、ただいま御指摘の事実につきましては、監督者責任を問わなかったわけでございす。

順次申し上げたいと存じますが、いわゆる法廷から飛び出した行為といふことにつきましては、当時の所長はすでに退官されております。高等裁判所長官まで監督責任を負うべきかどうかはさておきまして、高裁長官も退官されております。それからいわれる名鉄バスの事故の関係におきましては、この時点におきまして地裁の所長はすでに亡くなつております。それからこの点も高裁長官まで監督責任を負うべきかどうかはさておきまして、高裁長官も亡くなつております。

次に、羽田のいわゆる羽田事件といひますが、羽田空港でのトラブルの件でございしますが、これは当時新聞で報道された事実でございしますが、報道された事実、私も調査した事実等を総合いたしまして、果たして裁判官として妥当な行為であつたかどうかについては確かに問題があるかと存じますが、当時におきまして、いわゆる監督責任を問うまでもない行為ではないかということ、何らの措置をしなかったといふふうにお考えます。このたびの監督者責任を考えました際に、こ

の事実も省いたわけでございす。

次に、大阪地検の問題でございす。大阪地検の問題が報道された時点におきまして私どもの調査が進行中であつたわけでございす。鬼頭元判事補からいわれる資料開示の請求がありまして、私どもの方で、それはできないと、拒絶するといふことを言いましたところ、その後鬼頭判事補は大阪地検の問題についても一切言うわけにいかぬといふことで、彼自身の供述、弁解といひて、結局得ずじまいであつたわけでございまして、結論といたしまして、私もいたしましては、いわゆる大阪地検の事件介入事件につきましては真実を解明できなかったといふことになろうかと存じます。

次に、網走刑務所の問題でございす。すでに報道されておりますように、この問題は入手したこと、それからそれを流したかどうかといふこと、二つに分かれるかと存じます。鬼頭元判事補から網走で入手した資料が流れているのかどうか、この点につきましては、私も結局解明できずじまいであつたといふことでございす。なお、入手の事情につきましては、当初から私どもの前で述べていること、それと、その後訴追委員会の席上で当時網走刑務所で録取した録音といふものが新聞で報道されたわけでありますが、そのこともあわせ考えさせていただきます。鬼頭元判事補の資料入手の行為について監督責任を問うまでもないといふ考えでこのたびの対象事実から省かせていただいた次第でございす。

○佐々木静子君 これは裁判所が責任を国民に対して痛感されて、特にいままで処分の対象になつたことのない事務総長とか、あるいは高裁長官とか、あるいは局長とか、いわゆる高位の立場にある方々がいろいろとどういふ処分を受けられたといふことは、最高裁の総ざんげの姿勢をあらわされたものだと思ひますけれども、また、逆に考えてみるならば、裁判所法の八十条で最高裁が「下級裁判所及びその職員を監督する」と。これで監督権限を非常に強化するのではないか、そしてま

ついで、最高裁は調査委員会を設けて調査したわけですが、完全にこれは解明をされたとはとうてい言えない状況にある。まず、この点について、人事局長は、完全に解明されていない事実は率直にお認めになりますか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君)　そうおっしゃられたとおりだと思います。特に、先ほどもしや

具体的に申し上げました解走刑務所の宮本資料問題につきまして、その資料が鬼頭元判事補から流れたものか、あるいは流したのかということ等につきまして、御指摘のとおりであろうと考えます。

○橋本敦君　その網走問題についてはまた聞きまされども、たとえば調査が十分であるかどうかについて一点伺いますが、先ほども問題になった昭和四十五年三月六日、これは名鉄バスでむち打ち症になったという補償要求をして、五十二万円の示談金を鬼頭史郎が名鉄バスから受けたという事件ですね。これは昭和四十五年です。問題なのは、乗っていた人はだれもむち打ちというようなことはないので、彼だけだったという点、これが一つ問題ではありますが、特にこの五十二万円の内訳の中に、同判事補の一カ月分の休業補償が入っている、こういうことが弁護士会の調査でも明らかであります。最高裁は御存じと思いますが、最高裁は彼に対して一カ月分休職を命じ、そして無給として処置した事実がありますか。私はこういう事実はないはずだと思います。この点はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者（勝見嘉美君）　それは御

指摘のような事実はございません。

○橋本敦君　そういたしますと、彼は休業補償名目ですさに一カ月分の給与と相当額を詐欺的に取ったというようなきわめて悪質な行為である。この点について最高裁の調査はどうなっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君)　この名鉄バス事件につきましては、いわゆる示談が成立したわけでございますが、示談金は約五十万弱でござ

ざいます。その内訳は、治療費、入院費、これが二十万余、それから入院雑費として三万六千余、それから慰謝料等として二十五万というふうな調査に相なっております。ただいま御指摘のような休業補償という名目はないと思います。

○橋本敦君 それは、その示談書それ自体から正確な資料に基づいての答弁ですか。名鉄バスから事情を聞かれましたか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) ただいま申し上げましたのは、当時の地裁の調査をした者が名鉄バスから聞いたことに基づくものでございます。

○橋本敦君 その点も私は正確だとは思わないのですが、そういったと、最高裁は当時地裁からそういう報告を受けて、少なくとも昭和四十五年三月六日の事件発生後こういう事件があったということは、これは最高裁は知っていたわけですね。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 当時、その旨を名古屋の高裁の事務局長から報告がございました。

○橋本敦君 そのときに、裁判所としては、この示談解決ということに持っていく鬼頭判事の諸行動、たとえば自分が泊まっているナゴヤキャッスルホテルに事故当日から二日間泊まり込み、名古屋に自宅がありますよ、そこに帰っていない。それから聖霊病院に入院をした。その翌日には特等室に今度はその病院に入院をして十九日間入院した。まあ言ってみれば、大げさな奇怪な行動があった。そして五十万の補償金を取った。これは相当だと最高裁は考えていましたか、彼のとった行動と解決は。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 当時最高裁としてどう考えたかということでございますが、このたびの事件の調査に当たりまして、改めて名鉄バスその他関係者に当たりまして確認したわけでございますが、この行為について裁判官として妥当でない行為であったというふうに考えます。

○橋本敦君 そうなんです。全く妥当でないんですよ、この一つをとってみてもね。そうしますと、四十五年に、いまから七年前ですが、彼がこういう妥当でない行為をとったということが一つあった。ところが、この問題については、報告までせながら何ら処置をしなかった。

その次に、四十七年の十二月十八日の日本航空でのボーディングチェックを拒否して大問題を起こして、そうして裁判官だということでは彼はいり散らして役員を呼びつける。こういうことの問題でも、これは私は裁判官として妥当な行為とは思われませんが、この事件が起こった四十七年十二月、この直後あたりに報告は裁判所になされておりますか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) この点につきましては、新聞で報道されて、鬼頭判事補のいわば意見その他につきまして調査をいたしております。

○橋本敦君 調査した結果、彼のとった行動は裁判官として妥当だとうてい思われなかつたと思はれますが、そう判断されたことは間違いないでしょう。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 羽田空港のケースにつきましてこれをどういうふうに評価するかという問題につきましては、いろいろな意見があるかと存じますが、私どもの当時得ております資料を見ても、まず空港側ないし日航側の態度といえますか。いや、その前に、まずボーディングチェック自体が果たしてどうであったかというところはやはり一つの問題であらうかと存じますが、あるいはその後の具体的な応接態度に裁判官としての行動としては慎重な配慮を欠いておつたのではないかというふうにも考えられます。

○橋本敦君 だから、これも妥当でないですよ。当然ですよ、日航に私も国会議員が乗る場合でもボーディングチェックを受けますよ。裁判官だから人権侵害だ、こんなことを言うのは非常識きわまりません。これも四十七年に起こっている。最高裁

判所は報告を受けてそれも承知だ。

そしてまた、四十九年になりますと、先ほども議論に出ましたが、彼は八王子からわざわざ大阪地方検察庁へ出かけて、わが党の神崎敏雄氏が告訴をした自由新報に対する名誉棄損告訴事件について、彼は地検に行つて介入をしている。この事実についても調査をされたと思いますが、これは鬼頭氏がものを言わなかったということと事実の真相がきわめられなかったと人事局長はおっしゃいましたが、しかし、これについては検察庁あるいは法務省から事実関係の連絡と報告は最高裁にあってはいただと思ひます。その点はいかがですか、連絡はあったでしょう。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 周辺の事情につきましては、私どもなりに調査をいたしました。

○橋本敦君 わかりました。その調査の結果、彼が、担当検察官に対して、この自由新報が書いた記事の資料は信用できる公安情報だからこれは正確なんだと、名誉棄損罪は成立しないんだ、こういうのを起訴すれば共産党が喜ぶだけだ、こういうふうに担当検事に申し向けたという事実が間違ひありませんか。周辺調査で明らかになっていきますか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) そこまで私どもとしては解明できておりません。

○橋本敦君 この話を直接に受けた担当検察官から事情を伺えばそれは明らかになることですから、それは事情を伺いましたか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 直接には伺っておりません。

○橋本敦君 間接に文書その他で報告を受けて事情を知っていると、こういう意味ですか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 仰せのとおりでございます。

○橋本敦君 それでは、鬼頭は担当検察官にどういふものの言い方をしたのか、私がいま指摘したとおりでないといふのは、どういふものの言い方をしたのか、概要をおっしゃってください。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 具体的にどういふ会話が合ったかについては、解明できておりません。

○橋本敦君 解明不十分に過ぎませんか。現職の裁判官が自分の勤務地から離れるか離れて、そしてこのよう名誉棄損の捜査に介入行為をするというところは、これは訴訟委員会は時効その他の関係で不訴追になったけれども、裁判官のあり方としては断じて許されないことですよ。これが共産党の神崎敏雄氏が名誉棄損で告訴をしているというところだから、わざわざ彼は出ていったんです。全国にたくさんある告訴事件について彼が介入したという事実はないですよ。これです、問題は、まさにここに彼の反動的背景なり思想の問題がある。これを、いま局長がおっしゃったように、不十分な調査のままで終わらして最高裁はよろしいですか。担当検察官に当時どういふ話があったかお伺いすればすぐにもわかることではありませんか。なぜこれをやらないんです、最高裁は。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) この問題につきましては、ただいま御指摘のような御批判があることは十分承知しております。先ほどから申し上げておりますように、本人のいわば弁解、意見を聞く機会をどうと得ずまいでございます。したので、御指摘のとおり、いわば周辺の事実調査につき十分であったという御批判は甘んじて受けさせていただきますが、また、結果的には十分ではないかという御指摘でもございしますが、私どもなりにこの事件につきましては結局解明できずまいというところに相なったわけでございします。

○橋本敦君 いま、調査が不十分ことは認められましたが、調査をする積極的熱意がないとしか私は思えません。これはやれるんですから。現に鬼頭が行った事実は間違ひない。これは間違ひないでしょう、局長。これは認定されているでしょう。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 現実に大阪地検に行つたかどうかにつきましては、まず、当

時の八王子支部に問い合わせましたが、この件については八王子支部の資料としては出かけたことをいわず証明する資料はございませんでした。

○橋本敦君 周辺事情から……

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) その辺の周辺事情は、先ほどから御指摘のとおり、大阪地検側の情報といえますが調査であります、本人が参ったという大休新聞報道どおりの事情であるというふうには伺っております。

○橋本敦君 ですから、鬼頭が大阪地検に出かけた事実は裁判所もこれは否定できないんです。このことをなぜ不十分な調査のまま終わらせるか。鬼頭がとやかく言って最高裁の調査に応じない。ならば、なおさら担当検察官に人事局長は調査員を派遣するなり、あるいはあなた自身が出向されるなり、調査を遂げるべき性質のものでしょう。あなたは、批判は甘んじて受けるとおっしゃったが、そういう甘んじて受ける姿勢がまさに鬼頭の行動を甘やかしているのじゃないですか。これが事実とすれば、現職裁判官が検察官の捜査にしかも反共を目的として介入するなんということは断じて許されませんよ。これはまさに分限を逸脱した行為と、明々白々の政治的介入行為です。私は改めてこの問題について今後二度と裁判所内部でこういうことが起こらないというそのことを、処分という形で示すのではなくて、このことを徹底的に調査することによって示してもらいたい。このことについて調査をやるというのを最高裁は約束すべきだと思いますが、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) この事件に関する報道は、的確な記憶でございせんが、大分あとになって報道された事実でございまして、先ほど申し上げましたように、私どもとしてはできるだけのことをやるということで調査を続けたわけでございまして、その後訴追の申し立てをいたしました。それからほかの方からこの件に関する訴追の申し立てがございまして、訴追委員会の方にいわば事実調査が実質的に移った。一方、

鬼頭元判事補に対する事情聴取も、先ほど申し上げましたような事情からどうしても本人から聞くことができなかったというような事情がございまして、それから新聞報道によりまして、この事件については不起訴になり、また検察審査会に対する申し立てもあるように聞いております。そのようなことがございまして現在に至っているわけでございまして。

○橋本敦君 再調査はおやりにならないということですか、局長。私の質問はそういうことです。やればやれるんですよ。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 現在、私どもといたしましては、この事件は遺憾ながら不解明のまま調査は打ち切らしていただくつもりでおります。

○橋本敦君 けしからぬですよ。訴追委員会が訴追しなかったのは、訴追委員会側の理由がある。それはそれでよろしいです。最高裁として調査委員会をわざわざ設けながら、そしてまた罷免の訴追までしておきながら、この点について批判を甘んじて受けるというようなことを言いながら、十分な調査を遂げず、また調査をしないという姿勢は、本当に私は最高裁自身が鬼頭問題について国民の前に深く反省を示した姿勢とはとうてい受け取れません。鬼頭をかばっていることになるんですから、客観的に、最も重大な監督責任を負う裁判所がこのような形で客観的に鬼頭をかばうような姿勢を示しながら、一方で事務総長以下の表向きの処分をしたって、私どもは納得できませんよ。

さらに、網走の身分帳の閲覧問題について言うならば、先ほど人事局長は鬼頭の行動に対して微妙な表現をお使いになりましたね。もう少し正確に言ってもらいたいのですが、これはなぜ鬼頭に責任がない、こう判断されたのですか。法務省の録音テープ、訴追委員会でも録音テープも出たような事情も云々というところをおっしゃって微妙な言い回しをなさったように私は伺ったのですけれども、裁判所がこの問題について鬼頭に責任がない

と、したがって監督責任もないと、こう考えられた理由をもう少し明確におっしゃってください。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 資料入手のいきさつにつきましては、すでに当委員会にも御報告申し上げたと存じますが、私どもの調査ではすでに申し上げたとおりでございまして、当時法務省側の調査と大分食い違っております。真実が那边にあるのかどうかということについては十分解明できずにおったわけでございしますが、その後、先ほど私から申し上げました訴追委員会において鬼頭元判事補がテープを聞かせたというような報道がございまして、その新聞報道を見まして、私の手経路については監督者責任を問うまでもない事案であるというふうに考えた次第でござい

ます。

○橋本敦君 そのところを具体的に言ってみてほしいというんです。最高裁の見解を。つまり、こういうことですか。鬼頭史郎が身分帳という極秘の文書を閲覧したについては、刑務所長もしくは大さく言えば法務省側の了解、承諾を得てやっているというように裁判所は考え、こういうことですね。だから、したがって、鬼頭史郎には問題はないと、こう考えた、こういうことですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) きょうこの段階でこのうのいわゆる処分問題について申し上げますことは、監督者の責任を問うまでに至らない事案であったというふうに御理解いただきたいと存じます。

○橋本敦君 大変言葉を濁らせておっしゃるのですが、もう処分もあなた方自分でやっておられる事件だし、調査はこれで終わるという調査委員会を解散された事件だから、さくばらんにおっしゃってください。裁判所側の考えは、鬼頭が身分帳を閲覧したのは、いいですが、これは職権乱用だとかあるいは職務上の違反行為だとかいうようなことではなくて、法務省あるいは刑務所側の了解を得てやっている行為だと、いいですね、了解を得てやっている行為だと、こういう意味で、

鬼頭の言い分はそういう言い分だし、裁判所もそう思うと、そう判断すると、これが基礎になって監督上の処分の必要もないと、こういうことでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 申し加えさせていただきますと存じますが、この網走の件につきましては、いわゆる準起訴手続もあることでございまして、私どもといたしましては、現在、先ほど申し上げました監督責任を問うまでには至らない事案であるというふうに重ねて申し上げたいと存じます。

○橋本敦君 何遍聞いても肝心なところの答弁を局長は避けて通られますね。それじゃ、こう聞きますが、よろしいですか、彼が網走へ行ったのは、これは職務上の出張という行動ではないことは事実。たまたま裁判所の出張ということで出かけてそのついでに出かけた。彼は、自分がかねがね、かねがねで、治安立法問題について研究をしているので、その研究に資するためにこの書類を閲覧したかったのだという、そういう動機と目的を彼は言っている、これは間違いないから、彼が閲覧した動機と目的をどう言っているんですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 私どもの調査に對しましては、戦前の治安維持法の研究のため宮本顯治氏の記録を見せてほしいという趣旨であったと思います。

○橋本敦君 そこで、戦前の治安維持法の研究のためと彼は言ったというんです。裁判所にお伺いしますよ、いいですか、裁判官という身分であれば、戦前の治安維持法の研究ということで、刑務所が門外不出、見せてはならない極秘文書、これでも見るというところは通常でございせんか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) この種の資料につきましては法務省側がどのような扱いをしているかは的確に承知しておりますが、簡単に見れる資料ではないというふうに調査の過程で知ることができたわけでございまして。

○橋本敦君 簡単に見れる資料どころか、絶対に

見れない資料です。学者が戦前の治安維持法を研究するからといって絶対に見せませんよ。松川事件で御存じのように民事訴訟で裁判所が提出命令を出しても、刑務所側は出さなかった。これは人事局長御存じのとおりですよ。それぐらいの書類ですよ。それを鬼頭氏が裁判官という身分にあつて、そして戦前の治安維持法の研究をするんだと、こういうことでこれがやすやすと刑務所側の了解を得られたということも摩訶不思議ですけども、彼が一体そういうことを言つてこの身分を閲覧したというその行為は裁判官の私的研修なり研究なりということと相当と思われませんか。裁判官はみづから研修し学習をし教養を高める、それ自体裁判官として大事なことです。そういうみづからの裁判官の研修ということの一つとして、本来見てはならない、見せてはならないものでわざわざ北海道へ行って見に行く。これは裁判官の自己研修のあり方として、普通の裁判官がだれ一人やつていないことですよ、こんなことは相当だと思われませんか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 見てはならない、見せてはならない資料かどうかにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、まあ議論になりますけれども、見せてはならないものを一方の当事者がいわばみづから解除して見せたというようなケースであつたとすればいいかかと存じますが、いずれにいたしましても、御指摘のとおり、このような方面の研究というものにつきまして研究している裁判官がほかにいるかどうかにつきましては承知しておりませんが、いわば非常に例外的な研究であるとすれば例外的な研究だと思ひます。

ただ、この行為が裁判官として妥当であつたかどうかというお尋ねでございます、ある意味では的確にそこまで私ども結論を出すだけの事情が解明されていないというふうに申し上げざるを得ないと思ひます。その点につきましては、先ほど申し上げましたように、私どもの調査ではある程度筋道の立つた簡単な供述だけでございまして、

あとは当時の応対した刑務所側の職員がどういふふうな受け答えをしたかということにかかつていふわけでございします。そのようなことで、またおしかりを受けるかもしれないんですが、私どももいたしましては、現在のところ、これが妥当であつたかどうかということについては、ひとつ結論は遠慮させていただきたいと思ひます。

○橋本敦君 人事局長、当時稲葉法務大臣がそこにおられて、あなたも並んでおられて、この問題が質問されたときに、稲葉法務大臣も法務省側もこれは閲覧を許可するような性質の文書でないことをたびたび言われていたんですよ。あなたも聞きなつていていふでしよう。いまになつてそういう回答されるということは、責任回避の一つの姿勢としてしか私は思へませんよ。

しかも、鬼頭史郎氏が戦前の治安維持法問題の研究をやつておつた、そういう研究をずっと続けおつたという状況は裁判所は知つていましたか。さらに、彼はこの研究をもつて司法研修所あるいは裁判所内部の研究発表を文書でやつたことがありますが、一回もないでしよう。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) その種のいわゆる研究をしておつたかどうかについてはわかりません。

なお、司法研修所におけるいわゆる司法研究その他について研究を命じたことはございしません。

○橋本敦君 裁判所は彼がこういう研究をやつていたことも知らないんですよ。つまり、彼は、戦前の治安維持法の研究だということを口実にして、実際は研究なんかしてないんですよ。研究発表もしていない。口実にして資料を見に行つた、こう見るのが事案の真相に近づく道ですよ。最高裁はこの点を全く調査の観点をそういうところに置かないで、まさに責任回避してございますよ。さらに、彼が身分を写しつたその診断書の一部が、春日民社党委員長が東京新聞に提供したあの文書と、そして刑務所側が鬼頭史郎に送つた文書とは、これは同一物であると法務省側が断定をしたという事実、これは局長も御存じですね。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 承知しております。

○橋本敦君 そうだとすれば、松本明重に資料が流れた問題、あるいは民社党春日委員長所持の資料、これは鬼頭氏のところへまづ行つたというところと全く同一の書類ですから、これは一体どういう経路でその流れたか、徹底的に究明する必要があるんですよ。たとえば、あなた方は、鬼頭の罷免訴追でも、あのテープを読売新聞に持ち込んだという事実を重視して訴追請求をしましたね。今度の処分でも、テープ問題を理由にして監督責任をみづから問いましたね。そうでしょう。それと同じことですよ。入手した秘密の資料を、いいですか、これを彼が松本明重氏に渡す、あるいは春日委員長に渡すようにし、持つていくということをやつたとすれば、まさに読売新聞社にテープを持ち込んだ行為事実そのものと全く同一性質じゃありませんか。なぜ徹底的にこちらを調べないのですか。テープだけを問題にしてこちらを調べない理由は何かありませんか。その点をはっきりしてください。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 大変失礼でございますが、ただいまの御質問の中に、もし流したとすれば、これこそ重大な問題だと思ひます。私は、これも何回も申し上げたとおりでございますが、当初からよそいわけする流す意図で網走刑務所に参りまして入手して、そしてかつそれこそ裁判官としてあるまじき行為であるというふうに考えます。しかし、私どもの調査の能力は遺憾ながらそこまで解明できなかったというのが私どもの見解でございます、現にいわゆるに電話で起訴されておりますが、果たして、検察庁で網走事件についても立件したというふうに聞いておりますが、その検察庁の捜査の過程でどの程度解明されているのかどうかにつきましては、私ももちろん存じませんが、かつ現在起訴手続がこの流した事実まで含まれているかどうか、これ

も私はよく承知しておりませんが、準起訴手続であるいは解明される事案ではなからうかというふうに考えます。

重ねて申し上げますが、流した事実、流れた事実については、むしろその後半部分といふんですか、その方こそ重要な問題であるといふふうに私もは考えまして、私どもなりにできるだけの調査をいたしたのでありますけれども、結局解明できなかったというふうに申し上げざるを得ないわけでございます。

○橋本敦君 つまり、重要性は認識をするけれども、調査能力に限界があつて解明できなかったというお話ですね、結局のところね。その解明できなかったというところで、それじゃ責任が果たされるか。現に裁判所の職員どころか判事補である鬼頭氏がやつた行動に関する調査で最高裁が調査委員会まで設けながら解明できなかったというのは、これは私は能力の限界というよりも、本当に調査が適正にやられたかどうかということにかかわる重大な問題だと思ひますよ。最高裁がどの程度という人について調査をされたか、私は一々ここで詳しく伺ひするつもりはありません。するつもりはありませんが、客観的に同一文書だと法務省自身が断定し、裁判所もそれを承知している。それじゃ、流れたと推定するということとは合理的な推定ですよ。そういう流れたという合理的な推定について、一体どれだけ真剣に最高裁が調査をされたのか、私は重大な疑問があると思う。たとえば鬼頭史郎氏がこの問題についてどう言つていますか。自分は流さなかつた、こう言つて否定をしている。あなたはそういう回答もなさいます。

じゃ、なぜ同じものがあそこに行つたと彼は説明してありますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 朝日新聞であの例の書類の筆跡云々という問題が出ましたのは大分前でありまして、その後御指摘のような事情が新聞で報道されたことは大分後の時点だったと思ひます。その時点におきましてはいわ

○橋本敦君 これもまたけしからぬですよ。重大だという認識をいまでも持っていると言いながら、諸般の状況によつては重大な関心を持って調査を継続するというなら話はわかるが、それでもう打ち切りだ。まさに、今度の事務総長ら八人に対する処分は、鬼頭を国会が弾劾裁判所で罷免した、そして一方、検察庁は起訴をした、そしてまた、その他の手続もある、最高裁はこれで鬼頭問題は全部首が切られて終わりだ、あとは自分たちの

目次

ない。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、衆議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で

両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の職務等)

第十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員は、在任中、法務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の罷免)

第十一条 委員が弁護士となる資格を喪失したときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

2 中央審査会により、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない非行があると認められたときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第十二条 中央審査会に会長を置き、会長は、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、中央審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十三条 中央審査会は、会長が招集する。

2 中央審査会は、会長及び二人以上の委員の出

席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 中央審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 中央審査会が第十一条第二項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

第十四条 中央審査会の庶務は、法務省刑事局において処理する。

第二節 犯罪被害補償地方委員会 (権限及び所掌事務)

第十五条 犯罪被害補償地方委員会(以下「地方委員会」という。)は、次に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。

一 補償の申請に対し裁定を行うこと。

二 補償者の賠償能力及び生活状況の調査を行うこと。

三 加害者の賠償能力及び生活状況の調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律により地方委員会に属させられた権限

(組織) 第十六条 地方委員会は、三人以上九人以下の委員で組織する。

(委員の任期) 第十七条 委員の任期は、三年とする。

(会長) 第十八条 地方委員会に委員長を置き、委員長は、委員のうちから法務大臣が命ずる。

2 委員長は、会務を総理し、地方委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十九条 地方委員会は、委員長が招集する。

2 地方委員会は、委員長及び半数以上の委員の出

席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 第十三条第三項の規定は、地方委員会の議事に、同条第五項の規定は、委員長に事故がある場合に、それぞれ準用する。ただし、三人の委員で組織される地方委員会にあつては、その議決は、委員の過半数の意見による。

(合議体) 第二十条 地方委員会は、補償申請事件については、その議決するところにより、委員三人で構成する合議体に、その権限を行わせることができる。

2 前項の合議体の議決は、その合議体を構成する委員の過半数の意見による。

(事務局)

第二十一条 地方委員会に、事務局を置く。

2 事務局の内部組織は、法務省令で定める。

第三章 補償措置

第一節 補償給付 (補償給付の種類) 第二十二条 補償のため支給される給付の種類は、次のとおりとする。

一 療養補償金

二 休業補償金

三 障害補償金

四 遺族補償金

(療養補償金の支給) 第二十三条 療養補償金は、他人の犯罪行為に起因して負傷し、又は疾病にかつた者(以下「傷病者」という。)に対し、当該負傷又は疾病の療養(当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続く日本国内に住所を有する間の療養に限る。)につき、支給する。ただし、療養に要した期間が二週間を超える場合に限る。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(療養補償金の額)

第二十四条 療養補償金の額は、政令で定めるところにより算定する療養に要する費用の額から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他政令で定める法令の規定により支給される療養補償金に相当する給付の額(一時金たる給付以外の給付にあつては、政令で定めるところにより換算して得た額)を控除した額とする。

(休業補償金の支給)

第二十五条 休業補償金は、傷病者が、当該負傷又は疾病の療養のため従前得ていた業務上の収入を得ることができず、かつ、健康保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規定による休業補償金に相当する給付の支給を受けることができない場合に、その業務上の収入を得ることができない期間(当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続く日本国内に住所を有する間の期間に限る。)につき、支給する。

(休業補償金の額) 第二十六条 休業補償金の額は、一日につき、一万五千円を超えない範囲内において地方委員会(第三十九条第三項の場合にあつては、中央審査会)が傷病者の従前通常得ていた業務上の収入の額を考慮して定める額の百分の六十に相当する額とする。

(障害補償金の支給) 第二十七条 障害補償金は、傷病者の当該負傷又は疾病による後遺障害(当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続く日本国内に住所を有する間にその身体に存した後遺障害に限る。)の程度が政令で定める後遺障害の程度に該当する場合に、

その後遺障害の程度に応じ、支給する。

(障害補償金の額)

第二十八條 障害補償金の額は、千五百万円を超えない範囲内において後遺障害の程度に応じて政令で定める額から、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規定により支給される障害補償金に相当する給付の額（一時金たる給付以外の給付にあつては、政令で定めるところにより換算して得た額）を控除した額とする。

(遺族補償金の支給)

第二十九條 遺族補償金は、他人の犯罪行為に起因して死亡した者（当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有していた者に限る。）の遺族に対し、支給する。

2 前項の遺族の範囲は、死亡した者の死亡の當時次の各号のいずれかに該当する者（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）とする。ただし、その者が第四号各号に掲げる者であるときは、その者は、遺族としない。

一 死亡した者によつて生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 前号に該当しない配偶者

三 第一号に掲げる者以外の者で主として死亡した者によつて生計を維持していたもの

四 第一号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族補償金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第一号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序による。ただし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

(遺族補償金の額)

第三十條 遺族補償金の額は、千五百万円（前条第三十條 遺族補償金の額は、千五百万円（前条

第二項第四号に掲げる者に対するものにあつては、千万円）から、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規定により支給される遺族補償金に相当する給付の額（一時金たる給付以外の給付にあつては、政令で定めるところにより換算して得た額）を控除した額とする。この場合においては、遺族補償金を受けるべき遺族以外の者に支給される遺族補償金に相当する給付の額も、同様に控除するものとする。

2 前項の遺族補償金に相当する給付には、葬祭料その他死亡した者の死亡に関し支給されるすべての給付を含むものとする。

3 遺族補償金を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償金の額は、第一項の規定による額をその人数で除して得た額とする。

(未支給の補償金)

第三十一條 療養補償金、休業補償金又は障害補償金を受けるべき被害者がその支給を受ける前に死亡したときは、その者の遺族に対し、これを支給する。

2 前項の規定による未支給の補償金を受けるべき者が当該未支給の補償金を受ける前に死亡したときは、その者は、当該未支給の補償金の支給に關しては、初めから遺族でなかつたものとみなす。

3 第二十九條第二項及び第三項並びに前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第二十九條第二項中「死亡した者」とあるのは、「被害者」と読み替へるものとする。

第三十二條 遺族補償金を受けるべき者がその支給を受ける前に死亡したときは、その者は、当該遺族補償金の支給に關しては、初めから遺族でなかつたものとみなす。

第二節 裁定手続

(補償の申請)

第三十三條 補償を受けようとする者は、犯罪行為の地、犯罪行為の當時における被害者の住所

地その他政令で定める地を管轄する地方委員会に、次に掲げる事項を記載した犯罪被害補償申請書を提出しなければならない。

一 申請人の氏名、年齢、住所、職業及び国籍

二 代理人によつて申請する場合にあつては、その氏名、住所及び職業

三 申請に係る補償金の種類

四 遺族補償金又は第三十一條第一項の規定による未支給の補償金の支給の申請にあつては、申請人と被害者との関係

五 犯罪行為の當時における被害者の氏名、年齢、住所、職業及び国籍

六 加害者が判明しているときは、その者の氏名、年齢、住所及び職業

七 犯罪行為の日時、場所及び内容

八 その他法務省令で定める事項

2 前項の犯罪被害補償申請書には、犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡を証明する書面その他法務省令で定める書面を添付しなければならない。

(審理のための処分)

第三十四條 地方委員会は、補償申請事件についての審理のため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができ、

一 申請人若しくは参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に鑑定させること。

三 犯罪行為のあつた場所その他犯罪行為に關係のある場所又は病院若しくは診療所に立ち入つて、建物、備品、帳簿書類その他必要な物件を検査すること。

四 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

2 地方委員会は、他の地方委員会に前項第一号又は第三号の処分を嘱託することができる。

3 前二項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の請求)

第三十五條 地方委員会は、補償申請事件についての審理のため必要があると認めるときは、犯罪につき捜査の権限を有する機関又は公務所若しくは公私の団体に對し、必要な事項の報告を求めることができる。

(裁定)

第三十六條 補償の申請に対する裁定は、書面をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

第三節 審査請求

(審査請求)

第三十七條 地方委員会の処分不服のある者は、中央審査會對して審査請求をすることができる。

(審理の公開)

第三十八條 審査請求の審理は、口頭により、公開して行ふ。ただし、当事者（原処分をした地方委員会、審査請求人又は参加人をいう。以下同じ。）の申立てがあつたとき又は中央審査会が公開することが適切でないと認めたときは、公開しないことができる。

(裁決)

第三十九條 審査請求が行政不服審査法の規定による期間経過後にされたものであるときその他不適法であつて補正することができないものであるときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 審査請求が理由がないときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 審査請求が理由があるときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

(準用規定)

第四十條 第三十四條第一項及び第三項並びに第三十五條の規定は、中央審査会が行う審査について準用する。この場合において、第三十四條

第一項第一号「申請人」とあるのは、「当事者」と読み替えるものとする。

(審査請求と訴訟との関係)

第四十一条 地方委員会がした処分取消しを求める訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四章 雑則

(申請の期限)

第四十二条 補償の申請は、その申請をすることができるときから二年を経過したときは、することができない。

(補償の免責)

第四十三条 補償を受けるべき者が、損害賠償義務者その他の者から補償事由と同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度で補償の義務を免れる。

(損害賠償の免責)

第四十四条 国は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、国家賠償法(昭和二十二年法律第二百二十五号)、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償の責めを免れる。

(求償権の取得)

第四十五条 国は、第三者が損害賠償の義務を有する事由につき補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

2 前項の権利の行使については、犯罪者の更生を妨げることがないように配慮するものとする。

(不正利得等の徴収)

第四十六条 偽りその他不正の手段により補償を受けた者があるときは、地方委員会は、国税徴収の例により、その者から、補償として支給を受けた金銭の額に相当する額の全部又は一部を徴収することができる。補償を行った後に加害者が判明した場合その他新たに事実が判明した

場合において、当該事実によれば当該補償を行うべきでなかつたと認められるときも、同様とする。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第四十七条 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第四十八条 租税その他の公課は、補償として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(無料証明)

第四十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、中央審査会若しくは地方委員会又は補償を受けようとする者に対して、条例で定めるところにより、被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(犯罪行為の通報)

第五十条 犯罪行為による人の死傷があつたときは、被害者及びその近親者は、犯罪行為の日時及び場所、被害の状況その他犯罪行為に関する事項を、遅滞なく、犯罪につき捜査の権限を有する機関に通報するように努めなければならない。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第五十二条 第十条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第三十四条第一項第一号(第四十条におい

て準用する場合を含む。)又は第三十四条第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者

二 第三十四条第一項第二号(第四十条において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十四条第一項第三号(第四十条において準用する場合を含む。)又は第三十四条第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十四条第一項第四号(第四十条において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して物件を提出しない者

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日(以下「公布日」という。)から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、公布日以後に行われた犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡については適用する。

(公布日前の犯罪行為に係る補償)

第二条 この法律の規定は、公布日前二十年間にわたつた犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡についても、適用する。

第三条 前条の犯罪行為に起因して公布日前に既に負傷し、又は疾病にかかつてゐる場合においては、第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「疾病の療養」とあるのは「疾病の公布日以後の療養」と、同項ただし書中「療養」とあるのは「公布日以後の療養」と、第二十五条の規定の適用については、同条中「できない期間」とあるのは「できない公布日以後の期間」とする。

2 前条の犯罪行為に起因する負傷又は疾病により公布日前に既に後遺障害の状態にある場合においては、第二十七条の規定の適用については、同条中「傷病者」とあるのは「傷病者(公布日において日本国籍を有し、又は日本国内に住所を有する者に限る。)」と、第二十八条の規定の適用については、同条中「を控除した額」とあるのは「に後遺障害の状態になつた日の属する年の区分に応じて政令で定める倍率を乗じて得た額を控除した額」とする。

第四条 附則第二条の犯罪行為に起因して公布日前に既に死亡している場合においては、第二十九条第二項の規定の適用については、同項本文中「とする」とあるのは「で公布日において日本国籍を有し、又は日本国内に住所を有するもの(配偶者であつた者で公布日前に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしたものその他政令で定める者を除く。とする」と、第三十条第一項の規定の適用については、同項中「を控除した額」とあるのは「に死亡した日の属する年の区分に応じて政令で定める倍率を乗じて得た額を控除した額」とする。

(最初に任命される中央審査会の委員に関する特例)

第五条 この法律の施行後最初に任命される中央審査会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 この法律の施行後最初に任命される中央審査会の委員の任期は、第九条第一項本文の規定にかかわらず、法務大臣の指定するところにより、一人は一年、二人は二年、二人は三年とする。

(法務省設置法の一部改正)

第六条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第七条中「左の」を「次の」に、「掌る」を「つ

かさどる」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 犯罪被害補償に関する事項

三の三 犯罪被害補償中央審査会及び犯罪被害補償地方委員会に関する事項

第十三条の二の次に次の二条を加える。

第十三条の二の二 法務大臣の所轄の下に、犯罪被害補償法(昭和五十一年法律第 号)

第六条の事務をつかさどらせるため、犯罪被害補償中央審査会を置く。

犯罪被害補償中央審査会については、犯罪被害補償法の定めるところによる。

第十三条の二の三 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償法第十五条の事務をつかさどらせるため、犯罪被害補償地方委員会を置く。

犯罪被害補償地方委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表三の二のとおりとする。
前項に定めるもののほか、犯罪被害補償地方委員会については、犯罪被害補償法の定めるところによる。
別表二中「(別表) 二」を「(別表) 二(第十三条関係)」に改める。
別表三中「(別表) 三」を「(別表三(第十三条の二関係))」に改め、同表の次に次の一表を加える。
(別表) 三の二(第十三条の二の三関係)

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京地方犯罪被害補償委員会	東京 都	東京地方裁判所の管轄区域
横浜地方犯罪被害補償委員会	横 浜 市	横浜地方裁判所の管轄区域
浦和地方犯罪被害補償委員会	浦 和 市	浦和地方裁判所の管轄区域
千葉地方犯罪被害補償委員会	千 葉 市	千葉地方裁判所の管轄区域
水戸地方犯罪被害補償委員会	水 戸 市	水戸地方裁判所の管轄区域
宇都宮地方犯罪被害補償委員会	宇 都 宮 市	宇都宮地方裁判所の管轄区域
前橋地方犯罪被害補償委員会	前 橋 市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡地方犯罪被害補償委員会	静 岡 市	静岡地方裁判所の管轄区域
甲府地方犯罪被害補償委員会	甲 府 市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野地方犯罪被害補償委員会	長 野 市	長野地方裁判所の管轄区域
新潟地方犯罪被害補償委員会	新 潟 市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪地方犯罪被害補償委員会	大 阪 市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都地方犯罪被害補償委員会	京 都 市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸地方犯罪被害補償委員会	神 戸 市	神戸地方裁判所の管轄区域
奈良地方犯罪被害補償委員会	奈 良 市	奈良地方裁判所の管轄区域
大津地方犯罪被害補償委員会	大 津 市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山地方犯罪被害補償委員会	和 歌 山 市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋地方犯罪被害補償委員会	名 古 屋 市	名古屋地方裁判所の管轄区域

津地方犯罪被害補償委員会	津 市	津地方裁判所の管轄区域
岐阜地方犯罪被害補償委員会	岐 阜 市	岐阜地方裁判所の管轄区域
福井地方犯罪被害補償委員会	福 井 市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢地方犯罪被害補償委員会	金 沢 市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山地方犯罪被害補償委員会	富 山 市	富山地方裁判所の管轄区域
広島地方犯罪被害補償委員会	広 島 市	広島地方裁判所の管轄区域
山口地方犯罪被害補償委員会	山 口 市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山地方犯罪被害補償委員会	岡 山 市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取地方犯罪被害補償委員会	鳥 取 市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江地方犯罪被害補償委員会	松 江 市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡地方犯罪被害補償委員会	福 岡 市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀地方犯罪被害補償委員会	佐 賀 市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎地方犯罪被害補償委員会	長 崎 市	長崎地方裁判所の管轄区域
大分地方犯罪被害補償委員会	大 分 市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本地方犯罪被害補償委員会	熊 本 市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島地方犯罪被害補償委員会	鹿 児 島 市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎地方犯罪被害補償委員会	宮 崎 市	宮崎地方裁判所の管轄区域
那覇地方犯罪被害補償委員会	那 覇 市	那覇地方裁判所の管轄区域
仙台地方犯罪被害補償委員会	仙 台 市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島地方犯罪被害補償委員会	福 島 市	福島地方裁判所の管轄区域
山形地方犯罪被害補償委員会	山 形 市	山形地方裁判所の管轄区域
盛岡地方犯罪被害補償委員会	盛 岡 市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田地方犯罪被害補償委員会	秋 田 市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森地方犯罪被害補償委員会	青 森 市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌地方犯罪被害補償委員会	札 幌 市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館地方犯罪被害補償委員会	函 館 市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川地方犯罪被害補償委員会	旭 川 市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路地方犯罪被害補償委員会	釧 路 市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松地方犯罪被害補償委員会	高 松 市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島地方犯罪被害補償委員会	徳 島 市	徳島地方裁判所の管轄区域

高知地方犯罪被害補償委員会	高知市	高知地方裁判所の管轄区域
松山地方犯罪被害補償委員会	松山市	松山地方裁判所の管轄区域

別表四中「(別表) 四」を「(別表) 四(第十三条の三関係)」に改める。
別表五中「(別表) 五」を「(別表) 五(第十三条の四関係)」に改める。
別表六中「(別表) 六」を「(別表) 六(第十三条の五関係)」に改める。
別表七中「(別表) 七」を「(別表) 七(第十三条の六関係)」に改める。
別表八中「(別表) 八」を「(別表) 八(第十三条の九関係)」に改める。
別表九中「(別表) 九」を「(別表) 九(第十三条の九関係)」に改める。
別表十中「(別表) 十」を「(別表) 十(第十三条の十関係)」に改める。
別表十一中「(別表) 十一」を「(別表) 十一(第十三条の十一関係)」に改める。
別表十二中「(別表) 十二」を「(別表) 十二(第十三条の十一関係)」に改める。
(特別職の職員に給する法律の一部改正)
第七條 特別職の職員に給する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一條中「左」に「次に」を改め、同条第十三条の三の二を同条第十三条の三とし、同条第十三条の三の次に次の一号を加える。
十三の三の二 犯罪被害補償中央審査委員会、別表第一官職名の欄中「公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員」を「公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員(犯罪被害補償中央審査委員会)」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度及び次年度それぞれ約一千六百七十億円、平年度約百五十二億円の見込みである。

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律
刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律
法律
(刑事補償法の一部改正)

第一條 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第三條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「誤らせる」を「誤らせる」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
一 刑法第三十九條第一項、第四十條又は第四十一條に規定する事由により無罪の裁判を受けた場合

(刑事訴訟法の一部改正)
第二條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第八十八條の二第二項を次のように改める。
次の場合には、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。
一 刑法第三十九條第一項、第四十條又は第四十一條に規定する事由により無罪の裁判を受けた場合
二 被告人であった者が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作ることにし、公訴の提起を受けるに至つたものと認められる場合

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前に無罪の判決が確定した事件に係る費用の補償については、なお従前の例による。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、民法の一部を改正する法律案(佐々木静子君外一名発議)
一、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月四日)

民法の一部を改正する法律案
民法の一部を改正する法律
民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第八十八條を次のように改める。
第八十八條 被相続人の直系尊属は、第八百八十七條の規定によつて相続人となるべき者がいない場合には、相続人となる。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先順位とする。
第八十九條の次に次の一号を加える。
第八十九條の二 被相続人の兄弟姉妹は、第八百八十七條及び前二條の規定によつて相続人となるべき者がいない場合には、相続人となる。
第八百八十七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
第九百條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。
一 配偶者及び子が相続人であるときは、配偶者の相続分及び子の相続分は、各二分の一とする。
第九百條第二号中「配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各二分の一」を「配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一」に改め、同条第三号を削り、同条第四号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同号を同条第三号とする。
第九百一十條第二項中「第八百八十九條第二項」を「第八百九十條の二第二項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、前橋刑務所の移転に関する請願(第一七七四号)

第一七七四号 昭和五十二年三月十六日受理
前橋刑務所の移転に関する請願(二通)
請願者 群馬県前橋市南町一ノ一六ノ三 岡本政雄外四十一名
紹介議員 多田 省吾君
理由 一日も早く前橋刑務所を適当な場所に移転させるよう強力な実施対策を講ぜられたい。

前橋刑務所は、利根川を控えた市内でも最勝の地にあり、この移転が実現すれば跡地利用の効果は計りしれないものがある。また、去る三月二日、凶悪犯人の脱獄事件が発生し、市民生活を脅かしたことは周知の事実である。更に、収容者が出獄後、近隣の飲食店や一般家庭に対し、飲食の強要や借入金などの申し入れを再三にわたつて行つたこともあり、出獄後の監督体制についても過去数十年間問題視されている。